

平成29年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成29年12月12日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 第6 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第66号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第67号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第11 議案第70号 スポーツセンター等解体工事請負変更契約の締結について
- 第13 認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第2号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第3号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第4号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第5号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第6号 平成28年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第20 報告第12号 出納検査結果報告について
- 第12 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	原	口	周	司	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	山	内	啓	伸	君					
上	下	水	道	課	長	山	本	正	徳	君			
会	計	管	理	者	八	鋏	光	邦	君				
教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	渡	辺	克	人	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
農	業	委	員	会	長	坂	本	稔	君				
監	査	委	員	山	田	稔	君						
選	挙	管	理	委	員	長	森	下	直	治	君		

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成29年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件、報告が1件であります。さらに議員提案による議案が1件、その他、請願が1件、委員会報告として認定が6件、議長からの報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、堤三樹磨君、5番、西山由美子君、7番、工藤弘喜君、8番、須河徹君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の予算補正でございます。

議会費では、議員の期末手当支給月数改正に伴い20万3千円の追加。

総務費では、社会保障・税番号制度の運用に伴い厚生労働省および総務省関係それぞれのシステム改修、先月20日に個人から寄付があり寄付金額同額を基金に積み立て、あわせて518万9千円の追加。

民生費では、障害福祉事務処理システム改修関連経費、温泉保養センターボイラー温水機等の機器および浴室の修繕関連経費、全額国費を財源に実施する国民年金システム改修経費、あわせて338万1千円の追加を。

農林水産業費では、堆肥供給センターの大型攪拌機が老朽化により処分したため、北海道地域づくり総合交付金を活用してのホイールローダー導入経費を、新規就農者等支援に係る就農祝い金3件分、事業取組者確定に伴う環境保全型農業直接支払交付金の計上、2つのTMRセンターにおける飼料運搬用ダンプトラック2台の導入に対し、北海道地域づくり総合交付金を財源とした補助金の計上、農業交流センター屋内用照明修繕経費、あわせて3,025万7千円の追加を。

商工費では、店舗出店等支援事業補助金1件分を見込んでおりましたが、さらに1件の追加申請がありましたので、300万円の追加を。

教育費では、訓子府小学校スクールバンドの全道リコーダーコンテスト出場決定に伴う教職員と児童の出場経費に対する補助金、スキー場圧雪業務委託先の変更などに伴う委託料増額分、あわせて124万1千円の追加。

給与費では、特別職の期末手当支給月数の改正、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与改定を行うこととし、特別職、一般職あわせて655万3千円の追加。

以上、一般会計総額で4,982万4千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正でございます。

1件目は、町特別職の期末手当支給割合改正のため、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正を。

2件目は、本年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われ、これに準じて、職員の給与に関する条例の一部改正を。

以上、2件の条例改正案を提案させていただいております。

次に、契約の締結でございます。

スポーツセンター等解体工事請負契約額の変更に伴い提案するものでございます。

次に、専決処分でございますが、1つ目は、10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査に係る予算の専決処分の承認。

2つ目は、末広町の教職員住宅における物損事故に係る損害賠償額の決定及び和解に関

する報告。

3つ目は、ただいまの損害賠償額の予算補正に係る専決処分の承認を。

以上、議案6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、副町長、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

教育費指定寄付金についてでございます。

去る11月20日、北見市在住の川村豊修様が来庁され、本町の「教育施設の整備に役立てていただきたい」と100万円のご寄付がございました。

これは、ご自身が代表取締役を務められております、測量会社「株式会社 カワムラ」が今年、創立30周年を迎えたことと、川村様が以前、訓子府町にお住いになられ、町に大変お世話になっていたことに対しての、お礼のご寄付でございます。

川村様のご厚志に心から感謝を申し上げ、教育施設の整備に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとし、今定例町議会において、補正予算を提案させていただいていることを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第71号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第71号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の35ページになります。

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるといふものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、10月22日に行われました衆議院議員選挙に係る選挙事務経費を衆議院解散と同じ9月28日付で専決処分を行ったというものでございます。

それでは、次のページの専決処分書によりまして、その中身を説明していきたいと思っております。

平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出それぞれ666万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ51億1,667万5千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきまして、次のページの第1表のとおりですが、これにつきましてはご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、38ページの事項別明細書で説明していきたいというふうに思っております。

ります。

それでは早速、38ページのまず上の表の歳入になります。

13款、国庫支出金、3項、1目の総務費委託金では、これは今回の専決処分の補正にあたりまして財源とするものでございまして、全額666万円を国費の衆議院議員選挙委託金とするものでございます。

次のページの歳出になりますけれども、2款、総務費、4項、2目の事業区分でいきますと、衆議院議員選挙執行費の、これの主なものとしたしましては、選挙管理委員、投開票管理者および立会人分の報酬でございまして63万9千円、それと職員手当等では、職員の時間外および管理職の手当としまして174万8千円、需用費では、投開票などの事務用品および入場券などの印刷に関しまして77万7千円、役務費では、入場券や不在者投票の郵送料および計数機の点検などで60万円。

委託料では、ポスター掲示場の設置管理事務などで65万7千円、次のページになりますけれども、備品購入費では、計数器1台34万6千円、それとこれは国民審査用の集計機、これ別なものですけど、集計機1台172万8千円、合計207万4千円の計上となっております。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。確認なんですけれども、需用費の中の消耗品費、製作費等におきまして、印刷関係ですね、これの方、業者的にはどちら、町内の方で確か八島印刷さんが廃業されていたので、どのようになっているかということでお聞きしたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 印刷製本の方ですけども、これ電算の帳票といいますか、そういった形で印刷する形になりますので、ちょっと町外ですけども、その専門業者の方で・・・

○4番（堤三樹磨君） 特殊な印刷。

○総務課長（森谷清和君） 特殊っていいですか、コンピュータでの帳票になりますので、連続した帳票になりますので、そういった専門の業者のところで発注しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第71号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第11号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第5、報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。議案書59ページです。

提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案書59ページ、報告第11号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、急施を要したため専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

60ページの専決処分書をご覧ください。

事故は、平成29年11月5日に発生し、発生場所および相手方については、議案書記載のとおりであります。

次に、事故の概要についてであります。11月4日の降雪により、屋根に積もった雪がその後の暖気で融け、屋根に入った亀裂から雨が漏りし、入居者の居間のテレビおよびデジタルメディアプレーヤーの内部に融雪水が入り故障させる被害を与えたものであります。

次に、この事故に対し、損害賠償の額を85,991円と定め和解するものでございます。

以上、町所有住宅の雨漏りによる損害賠償の額及び和解についての専決処分の報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 報告案件ではありますが、質疑があれば暫時休憩し、質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

（「質疑あり」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑があるようですので、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時55分

○議長（上原豊茂君） それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。

以上で、本報告を終わります。

◎議案第72号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第6、議案第72号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書41ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の41ページになります。

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、前段の今、報告第11号で説明した内容の予算にかかる部分の説明になりますけれども、先ほどもお話ししましたように末広の町有住宅18号で屋根の亀裂を原因とする雨漏りによりまして動作不良となった家電に対する損害賠償ということで、11月15日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、42ページの専決処分書の方でその内容を説明したいというふうに思っております。

平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容を説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出それぞれ8万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ51億1,676万1千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきまして、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これはご覧をいただくことといたしまして、その内容は、44ページの事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

それでは早速、44ページの、まず上の表になります。

歳入、18款、1項、1目の繰越金では、この専決処分の補正にあたり財源調整とするもので前年度繰越金の8万6千円を計上しております。

次に、下の表の歳出になりますけれども、2款、総務費、1項、3目の財産管理費、事業区分、町有施設維持管理事業では、今これにつきましては川村議員の方からお話ございましたように、その内容でございます。テレビ1台、それとデジタルメディアプレーヤー1台、それと、この二つを買い替えることになりますので、元のテレビ等の家電リサイクル料金、それらを含めまして、補償、補填及び賠償金として8万6千円を計上しているものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明させていただきましたのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） この専決処分はいいんだけど、最初の建設課長の説明と新品で返したとは理解できなかった。和解した、和解したって、これ新品で返して7万なんぼっていうテレビあるのか、僕はそんなテレビ買ったことないけども、あるのか、これ。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） これは言葉上で今、新品で買ったといいますけども、お金の払方としては本人が買ったんです。要するに全部、損害賠償を受けて、その部分を補填する、あと減価償却っていうのがございますので、その分をさっき8万なんぼから16%落として7万なんぼという話を説明したと思うんですけども、実際にはその分を買い替えることになりますので、本人がですよ、うちの方はそのお金相当分として、お金として払うということになりますけど、実際のは本人が買い換えたということで、うちが買って与えたという意味ではないというやり方です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第72号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第66号

○議長（上原豊茂君） 日程第7、議案第66号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

議員提案であります。議案第66号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成29年12月12日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員、余湖龍三、同じく、河端芳恵、同じく、西山由美子、同じく、山田日出夫の4名でございます。

本年8月8日に出された人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正法案が11月17日に閣議決定され、12月に入り衆参両院で可決されました。本町の議会議員の期末手当については、従来から、この勧告に準じて改正してきている経過を踏まえ、本年11月24日の全員協議会において協議を行い決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には、下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります「期末手当改正概要」にて、ご説明いたします。

まず、第1条であります。本年12月期の期末手当を現行の2.225か月から2.325か月とし、年間の支給月を0.1か月プラスし、4.4か月とするものであります。

また、第2条では、平成30年度以降に支給される分についてであります。6月期に支給される期末手当を現行の2.075か月から2.125か月とし、12月期に支給される期末手当を2.325か月から2.275か月とし、年間の支給月数を29年度と同様、4.4か月とするものであります。

次に、1ページに戻りまして、附則であります。附則の第1条第1項では、施行期日、第2項では、改正条文第1条の適用月日、第2条では、既に本年12月分の期末手当を支給済みでありますので、その分については、改正後の期末手当の内払いとみなすことを規定しています。

以上、議案第66号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 今度の人勧というものの説明では民間の企業の給与に対して公務員および準公務員の給与を上げて同等のものにするという説明であったと思っておりますけれども、これは訓子府町には当てはまらない。訓子府町の民間の給与なんていうのは、低くて低くてどうにもならないところへもってきて、我々のこれが上がっちゃって支給された部分があるんだけど、本来の姿ではない。民間の格差をなくす、民間の者に近づけるといふものでなくて、通り越して通り越して通り越してオーバーしているという感覚でいる

んです。ですからこれは上げるべきではなくて、私は反対したいと思っていますが、これ私の言っている、これ、民間に近づけるといのはどうもそうだったと思うんだけど、どうですか、説明してください。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） この度のことにつきましては、本町の議会議員の期末手当については、従来から国家公務員に対する人事院勧告に準じて引き上げる、または引き下げることでもあります。町の特別職に準拠していますので、これはこういうかたちに決まっていますので、訓子府だけがどうのこうのという問題になりませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。今の説明になっていないような気がする。僕が聞いているのは、民間に近づけるためにという、それが今度は上げるという理由であると。こう説明があつて、国もそう説明しているんでないかと思う。それ僕の言っていることが間違っているかどうか。それで僕は訓子府町の場合には民間に近づけるどころか、民間を乗り越して乗り越して乗り越して飛び越えていると。給与水準。議員の議員報酬についても同じだと思ふ。だから上げる必要がないと思ひているんだけど、僕の言っている民間に近づけるとい説明ではないと思ふけど、余湖議員の説明は。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これについては、訓子府の民間の企業の給与体系とかという話ではなくて、国が人事院勧告というもので決めた中でやっていることですので、我々一地方、特別にこれからどうい勝手になるかわかりませんが、今までの中ではそういう規定の中でやっていますので、今回の提案については正常でありますし、ご理解願うしかないと思ひます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり、決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号、議案第69号、議案第67号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第8、議案第68号、日程第9、議案第69号、日

程第10、議案第67号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の16ページをご覧ください。

議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第69号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいておりますが、この中で、勤勉手当の改正があり、期末勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改定しようとするものでございます。

記以下に本文が載っておりますが、17ページに新旧対照表と、その表の下に期末手当改正概要という表によりご説明いたします。

まず、新旧対照表をご覧くださいと思いますが、上段の第1条、下段の第2条とありますが、内容としましては、期末手当の支給割合が規定されております第3条第2項の改正となっております、第1条は、本年12月1日から適用、第2条は、平成30年4月1日から施行となるため、条を分けているものでございます。

次に、支給割合の改正内容でございますが、一番下の期末手当改正概要をご覧ください。

今回の改正では、表の一番右側の欄にありますように、現行、年間4.3か月を4.4か月に、0.1か月引き上げるものでございます。

また、第1条では、平成29年度の支給割合、第3条では、平成30年度以降の支給割合を規定しております。

平成29年度では、12月期に支給する期末手当の割合を2.225か月から2.325か月に0.1か月引き上げ、平成30年度以降は、6月期と12月期にそれぞれ0.05か月引き上げる改正内容となっております。

前の16ページに戻っていただき、附則をご覧くださいますと、附則の第1条第1項では、施行期日、第2項では、改正条文第1条の適用月日、第2条では、既に本年12月分の期末手当を支給済みですので、その分については、改正後の期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書18ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の18ページをご覧ください。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、本年8月8日に人事院勧告があり、11月17日に人事院勧告どおりに閣議決定、12月に入って衆参両議院で可決されました。このことを踏まえ、町職員の給与についても改定することとし、条例改正案を提案させていただいたところでございます。

今回の給与改定は、給料表と勤勉手当について改定することを主な内容とするものでございます。

改正文は、次の19ページから23ページまで、新旧対照表を24ページから31ページまで載せておりますが、改正内容を整理したものを32ページの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要にまとめておりますので、その表により説明させていただきます。

それでは、32ページの表をご覧ください。

表は、改正項目とその主な改正内容で構成しております。また、主な改正内容のカッコ内の条項については、現行条例中、改正する条項でございます。

まず、項目欄の「1. 給料表」でございますが、これにつきましては20ページから22ページにかけて掲載の別表1のとおり改正するもので、平成29年4月1日に遡って適用するものでございます。

改正内容は、初任給を1千円引き上げ、若年層についても同程度、その他は400円を引き上げることとしております。

次に、項目「2. 勤勉手当の改定」でございますが、改定内容を整理したものが33ページの「期末・勤勉手当改正概要」の表でありますので、ご覧ください。

一番上の表は、一般職員に関わるものでございます。

表の右側の「年間」の「勤勉」という欄がありますが、これは勤勉手当でありまして、現行、年間1.7か月を1.8か月に、0.1か月引き上げるものでございます。

第1条では、平成29年度の支給割合を整理しておりますが、12月期の勤勉手当、現行0.85か月を0.95か月に0.1か月引き上げることとしております。

第2条では、平成30年度以降の支給割合を整理しておりますが、6月期、12月期、それぞれ勤勉手当を0.05か月引き上げることとしております。

次に、下の表は再任用職員に関わるものでございます。

年間でいいますと表の右側の勤勉手当の欄をご覧くださいと思いますが、現行0.8か月を0.85か月に0.05か月引き上げるものでございます。

第1条では、平成29年度の支給内容を整理しておりますが、一般職員同様、12月期に現行0.4か月を0.45か月に0.05か月引き上げ、第2条の平成30年度以降では、6月期と12月期にそれぞれ0.025か月引き上げることとしております。

32ページに戻っていただき、「項目3. 勤勉手当の総額」でございますが、6級職で55歳以上の職員については、現在、給料月額、期末手当、勤勉手当等について、1.5%減額する措置をとっており、勤勉手当の総額からも1.5%減額するため、条文中、勤勉手当支給率と減額率を乗じた率の規定があり、今回の勤勉手当支給割合改正に伴い、その率を改めるものでございます。

項目「4. 職務の級が6級55歳以上の給与減額の終了」でございます。

平成26年の人事院勧告に基づき、平成26年第4回臨時町議会に条例改正案を提案し、既に議決を受けておりますが、平成30年3月31日で6級55歳以上の職員の給与の減額措置が終了するため、関連規定の削除等、整理を行うものでございます。

23ページをご覧ください。

中段に附則がございますが、第1条では、施行期日等を定めており、第1項では、この条例は公布の日から施行、ただし、第2条ならびに附則第4条および第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項では、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、本年4月1日から適用する旨、規定しております。

第2条では、改正前の給与は、改正後の給与条例の改定による給与の内払いとみなすこと。

第3条では、規則への委任を。

また、6級55歳以上の職員の給与減額措置終了に伴い、関連規定のある、職員の育児休業に関する条例と職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、第4条と第5条でそれぞれ一部改正することとしております。

以上、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第67号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。議案書3ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の3ページになります。

議案第67号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にありますように歳入歳出それぞれ4,982万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,658万5千円とするものでございます。

第2項にあります、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、6ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきます。

その下の第2条では、債務負担行為について明記しており、その内容は5ページの第2表をご覧くださいと思います。

まず、上の表のスポーツセンター建設事業では、事業の期間を平成29年度から平成31年度の3年間、そして、その限度額を本体工事13億2,815万3千円、スポーツセンター外構分として2,910万円、それと公民館およびプール前の外構分990万円、さらに工事の監督費1,400万円、これら合わせて総額13億8,115万3千円となるものでございます。

次に、その下の空き家活用定住対策補助金では、当初では3件を見込んでおりましたけれども、現時点で5件の申し込み、それに加えて、今後2件分の申し込みを考慮しま

して、期限等の変更はございませんけれども、限度額を750万円から1,450万円に変更するというものでございます。

なお、この債務負担行為の当該年度以降の支出予定額およびその財源の内訳につきましては、13ページのとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

それでは、事項別明細書の説明に入っていきますけれども、まず8ページの歳出の方をお開き願いたいと思います。

まず8ページの上の表の1款、議会費、1項、1目、議会費の事業区分、議員人件費では、これは前段の議案第66号で説明のございました議会議員の議員報酬関連の条例改正に伴う議員の期末手当分を職員手当等として20万3千円を追加するものでございます。

次に、下の表の2款、総務費、1項、1目、一般管理費、この右側の事業区分、各種積立金では、前段の町長の方からの行政報告にございましたように、11月20日に北見市の榑カワムラの代表でございます、川村豊修氏から個人寄付分100万円を社会資本整備基金に積み立てるというものでございます。

次に、その下の事業区分、社会保障・税番号システム整備業務では、これは、この部分は厚労省分でございますして、平成30年7月から運用予定の障害福祉、児童福祉、介護保険システムのデータの標準レイアウトの変更に伴うシステムの改修でございますして、社会保障・税番号制度システム整備業務（厚労省分）として257万7千円を追加するものでございます。

次のページの上の表になりますけれども、事業区分、戸籍住民登録事業では、個人番号カード等への記載事項の充実を図るシステム改修でございますして、これも社会保障・税番号制度システム整備業務（総務省分）として、161万2千円の追加でございます。

次に、下の表の3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業では、障害者福祉制度改正およびマイナンバーの情報連携に伴うシステムの改修で155万6千円の計上でございます。

次に、3目、温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業では、これは10月上旬に行いました定期点検によりまして修理を必要とする箇所が出たということで、ボイラー温水器コントローラおよび自動制御盤調整計など、さらに浴室のコーキングの修理なども行うことといたしまして124万9千円を追加しているものでございます。

次に、4目、国民年金事業費の事業区分、国民年金事務事業では、所得情報提供および年金の各種届出等のシステム改修に伴う国民年金システム改修業務として57万6千円を計上しております。

次に、10ページになります。

6款、農林水産業費、1項、3目の農業振興費の事業区分、農業施設維持管理事業では、堆肥供給センターの老朽化に伴いまして処分を行った大型の攪拌機、これの代わりに、小回りの利くホイールローダー、2.4m³ですけれども、1台を導入するもので備品購入費として1,512万円を計上しております。

その下の事業区分、農業後継者育成事業では、新規就農者の就農祝金として3名分60万円を追加。

その下の事業区分の環境保全型農業直接支払交付金事業では、特別栽培や有機農業に取

り込む農業者に対する交付金の確定でございまして、対象面積49.21haこれ反当たり8千円、その金額が393万7千円、これの計上でございます。

次に、4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業では、本町にあります二つのTMRセンターの飼料運搬車、ダンプトラックです。各1台ですから2台ですね。地域づくり総合交付金事業に採択されたことから、道の交付金と同額のTMRセンター利用機械整備事業補助金として1,040万円を計上しております。

次に、6目の農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業では、農業交流センターの製造が終了しております非常用照明器具、この修理がございまして3か所を同時にLED照明に取り換えるというものでございまして18万円、それに加えて小破修繕2万円、合わせて20万円を追加しております。

次に、11ページの上の表の7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、店舗出店等支援事業の空き店舗改修によります出店希望者が出たということから、訓子府町店舗等出店等支援事業補助金として1件分300万円を追加でございます。

次に、下の表の10款、教育費、2項、小学校費、2目の教育振興費の事業区分、教育振興事業では、訓小のスクールバンドが1月10日に札幌市で開催されます32回全道リコーダーコンテストに参加することから、この分は引率の先生の3名の旅費分としまして、特別活動派遣費補助金として6万9千円の計上。

次に、12ページの一番上の表になりますけども、10款、5項、1目の社会教育費の事業区分、青少年教育推進事業、ここでは、今、前段でお話しました訓小のスクールバンドのリコーダーコンテスト参加する、ここは児童の分です。児童22名の旅費分を大会派遣費として21万8千円を計上しているものでございます。

次に、10款、6項、2目の体育施設費の事業区分、屋外運動施設維持管理事業では、これはスキー場の圧雪業務について、従来まで委託しておりました業者の圧雪車が使用不能になったということに加えて、事業者自体も受託できなくなった、お亡くなりになりましたので、委託できなくなったことによりまして、新たな事業者として探していたところ町内の業者が圧雪車の中古を購入して受託できる体制になったということから、スキー場の圧雪業務をそこに委託するものとして95万4千円を追加しているものでございます。

次に、13款、給与費、1項、1目の給与費の事業区分、職員給与費では、平成29年度の給与に関する人事院勧告が11月17日に閣議決定されたことに伴いまして、職員の給与改定を行うもので、先に今、前段で関連条例として議案第68号と第69号でその改正内容を説明させていただきましたけれども、特別職3名、一般職94名の期末手当201万6千円、勤勉手当で453万7千円を追加するものです。

なお今回の補正予算では、予算科目の区分で不足する期末手当および勤勉手当の分のみを提案させていただいております。これにより14ページ、15ページの給与費明細書も変更になっておりますので、これもあわせて後でご覧いただければというふうに思います。

また、勤勉手当の率につきましては、それぞれ条例改正のところの説明しましたように、議員および特別職3人は期末手当での調整になります。職員については勤勉手当の調整という考え方でございます。

なお、消防費と企業会計については、これは当初予算の中で現在調整することが可能ですので、一般会計の残りの給与改定およびこれに付随する給料や共済費、負担金等は、3月の予算の中で整理させていただきたいというふうに思っております。

次に、6ページに戻っていただきまして、これは歳入になります。

一番上の表の13款、国庫支出金、2項、1目の総務費国庫補助金では、これは先ほど歳出でもございましたように、社会保障・税番号システム整備補助金（総務省分）では、これは戸籍住民登録システム改修に係る分で、全額国の補助ということで161万2千円を計上してございます。

その下の社会保障・税番号システム整備補助金（厚労省分）では、各種福祉システム改修費257万7千円の補助率でいくと3分の2で171万7千円の計上でございます。

その下の2目の民生費国庫補助金では、歳出の国民年金システム改修業務ございましたけれども、57万6千円の事業費の内、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金としまして22万7千円を計上しております。

次に、真ん中の表の13款、3項、2目、民生費委託金では、これは同じく年金システム改修業務の内、国民年金事務費委託金としまして34万9千円の計上でございます。この二つを合わせて57万6千円の事業費というふうになるものでございます。

次に、一番下の表の14款、道支出金、2項、4目の農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、これは全体事業費として、先ほど言いました49.21ha掛ける8千円で、事業費が393万7千円でもございましたけれども、この内、道費としては面積当たり反当たり6千円ですので、それを掛けると295万2千円が道費の歳入という形になります。

その下の地域づくり総合交付金、これは先ほどTMRセンター利用機械整備事業のところでお話しましたように、ダンプトラック2台分の事業費2,258万円の内、半分の1,040万円、びったし半分ではありませんけれども、補助金を計上してございます。

その下の地域づくり総合交付金のこれは堆肥供給センター機械整備事業のところですけども、これはホイールローダー、事業費1,512万円に対しまして500万円の補助でございまして。

その下の同じく地域づくり総合交付金の、これはエゾシカ緊急対策事業では、鳥獣被害防止計画の目標頭数200頭に対する補助金14万円を計上しております。なおこの補助金の相手方であります歳出については今回の補正では計上しておりません。当初予算の中でやるという意味でございまして。

次に、7ページの上の表の16款、寄付金、1項、4目、教育費寄付金では、これは行政報告でも先ほど言いましたように寄付の100万円を計上しているものでございます。

次に、その下の表の18款、繰越金、1項、1目、繰越金では、これは今回の補正の財源調整とするもので、前年度繰越金2,642万7千円を追加しているものでございます。

最後に、別に配布しております資料1をご覧くださいと思います。これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表でございまして。

今回の補正によりまして寄付金の積み立てがありますので、一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4段目、41億1,401万3千円となっております。

次に2枚目の資料2につきましては、議案第71号の専決処分による補正予算、資料3

については、議案第67号による補正予算に係る投資的経費の事業内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上、平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の内容について説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第68号、議案第69号、議案第67号、各案に対する提案理由の説明が終わりました。

1時間たっておりますけど、次の議案について進めていきたいと思っております。

◎議案第70号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第11、議案第70号 スポーツセンター等解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第70号の提案説明を申し上げます。議案書34ページをお開きください。

議案第70号 スポーツセンター等解体工事請負変更契約の締結について。

次により工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、スポーツセンター等解体工事であり、契約の相手方につきましては、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏であります。

契約金額は、当初契約額1億7,647万2千円を1億5,603万8,400円に変更するものでございます。

工事概要は、スポーツセンター解体工事、床面積2,680.11㎡、青少年研修館解体工事、床面積157.14㎡で変更ございません。

解体工事に当たり、法の定めによりアスベスト含有に関する事前調査を実施した結果、平成17年当時の検査を基に積算した設計含有量と比較し、総体で大きく減少したことから、その除去工事に係る事業費を減額し、変更契約を締結するものであります。

要因といたしましては、ここ10年での分析技術の向上であり、当時の技術では、検体の不純物除去が十分ではなく、アスベストありとされていたアリーナ鉄骨の耐火吹付材などで不検出となり、また平成17年当時、検査対象外であり、昨年、新たに追加された素材の「玄関ポーチ部外壁塗装材」を調査したところ、アスベストが新たに検出されたものであります。

以上、議案第70号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のた

め、暫時休憩といたしますが、これより午前10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第13、認定第1号から日程第17、認定第5号までの一括議題および日程第18、認定第6号、日程第20、報告第12号を先に審議したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第13、認定第1号から日程第17、認定第5号までの一括議題および日程第18、認定第6号、日程第20、報告第12号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（上原豊茂君） これより、日程第13、認定第1号、日程第14、認定第2号、日程第15、認定第3号、日程第16、認定第4号、日程第17、認定第5号、日程第18、認定第6号を議題といたします。

認定第1号から認定第5号までは一括議題といたします。議案書45ページから56ページまでです。

本案は平成29年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中継続審査を行ったものです。

会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

1番、余湖決算審査特別委員会委員長。

○1番（余湖龍三君） ただいま、議長からご指示がございましたので、平成28年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

平成29年9月12日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成28年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告します。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、11月1日から11月7日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、疑問等が生じた事項につきましては、関係各課職員の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては省略いたしますが、11月7日には、委員会としての表決を行い、付託された認定第1号から認定第5号までの5会計の決算はいずれも原案のとおり「認定すべきもの」、また認定第6号については、原案のとおり「可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げます。今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思いません。

1. 歳入では、一つ、税や使用料等の徴収に職員の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることを望むものであります。

二つ、重複滞納者に対し、関係課が現在も連携の中で徴収にあたっており、個人情報などの課題があることは理解しておりますが、今後も連携体制をより強化し、効率的な徴収に努めるとともに、滞納者の生活実態にも配慮した対応を望むものであります。

三つ、国の動向を把握し、町の施策に国の支援施策を積極的に取り込むことを望むものであります。

2. 歳出では、一つ、各種施策の財源確保のため、国の政策と連動した町としての積極的な展開を図る必要があり、国の施策の情報収集に努めることを望むものであります。

二つ、各種事業の効果を行政運営に十分反映するため、より適正な予算執行に努めることを望むものであります。

3. 福祉の予防事業など、サービス利用促進に向けた、より積極的なPRを望むものであります。

4. 高校給食サービスは、大きな効果があり、今後も事業の継続を望むものであります。

5. 高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業は、その効果が認められ、今後も事業の継続・充実を望むものであります。

6. 水道事業では厳しい財政状況ではあるものの、重要なライフラインとして老朽管の更新等、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成28年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成28年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり「原案のとおり認定すべきもの」および「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の採決をいたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号の質疑を行います。議案書55ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。
これより認定第6号の採決をいたします。
本案を委員長報告のとおり可決及び認定とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎報告第12号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第20、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書61ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の61ページをお開き願います。

報告第12号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成29年12月12日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年10月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次の62ページ、63ページ、64ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、65ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年11月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年11月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページ、66ページ、67ページ、68ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。議案書69ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年12月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成29年12月8日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページ、70ページ、71ページ、72ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

時間は早いですけれども、午後からは一般質問ですので、ここで昼食のため休憩といたしたいと思います。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第12、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

3番、西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。一般質問通告書に沿って質問をいたします。

今後の町の定住促進について町長にお伺いします。

町は、町民にとって快適で暮らしやすく安心して子育てができ、夢と希望が持てる、「終の棲家」として生涯この町で暮らしたいと思えるようなまちづくりを進めています。

その取り組みとして幼保連携型認定こども園「わくわく園」の開園や町民の意向を受け

た住宅政策などを実施しています。

しかし、本町もじわじわ人口減の心配が懸念され、どうしたら人口減に歯止めをかけられるか、訓子府に住んでもらえるか、また定住のためには何が必要かに思いをはせるところです。今まで何度かお尋ねしましたが、あらためて次の点について伺います。

一つ、道外からの定住促進の考えは。

二つ、子育て世代の定住促進の考えは。

お伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後のまちの定住促進について」2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

人口減少抑制と定住促進対策は、本町においても最も大きな課題の一つであり、過去にも議員の方から一般質問を通じ定住促進団地造成、企業誘致や農産物加工施設の誘致などのご意見をいただいているところであります。

いただいたご提言は、社会、経済情勢等からは検討段階で留まる状況ではありますが、私は就任以来、訓子府の元気づくりを掲げ、基幹産業の農業の強^{きょうじんか}靱化や教育、福祉、子育て環境を整えることで、地域の人たちがゆとりと夢を持ち、まちで安心して暮らすことができる、安心して子育てできるといった状況が定住促進につながると確信しています。

それでは、1点目の「道外からの定住促進の考え」についてのお尋ねであります。平成26年に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、人口減少と東京一極集中がこのまま続くと30年後には5割の自治体が消滅するという試算、いわゆる「地方消滅論」を公表し、国では「まち・ひと・しごと創生法」を成立させ、国と地方が一体となった地方創生戦略が動き出しました。

国の総合戦略では、東京一極集中を是正するために、東京圏への流入を6万人減少させ、東京圏からの流出を4万人増加させる「地方への新しいひとの流れをつくる」を政策目標とし各種施策を進めています。

本町におきましては、道外からの転入が平成27年19人、平成28年25人の状況にあり、このことは、移住者の年代や嗜好^{しこう}なども影響し、あくまで個人の選択による部分が多いと感じていますが、国で進める政策に振り回されることなく、住んでみたい、住み続けたいと思っていただくことが重要です。

町の活力や魅力は、まち全体でつくり上げていくものであり、行政はコミュニティ、産業、文化などの分野で町民の皆さまの活動を支え環境を整えていくなど、その役割をしっかり果たしてまいりたいと考えております。

2点目に「子育て世代の定住促進の考え」についてのお尋ねがございました。

前段でも申し上げましたが、子育て環境の充実は私の政策の柱の一つであります。

議員も言われる認定こども園「わくわく園」は希望する誰もが入所でき、現在は174名が異年齢で交流するにぎやかな保育、教育環境で運営しているところであります。

「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の中間報告2017でご報告させていただきましたが、年齢別移動の中で0歳～14歳のいわゆる年少人口が平成27年に7人、平成28年に18人の転入超過となっております。

年少人口の2年間で25人の転入超過の結果につきましては、子育て世帯の転入が増加

したことであり、子育て環境の充実をはじめとして、各種施策が連動したことも要因の一つであったかと捉えています。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） それでは再質問したいと思います。

1番の道外からの定住促進につきまして、訓子府町が全国的にどの程度の知名度があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま訓子府町の知名度のご質問をいただきました。オホーツクA I推進協議会という管内全体の組織がございまして、そこで抽出したアンケートというところがございますけども、ちょっと資料なくてあれなんですけども、100人当たりになると、ほんの数名程度の知名度だというふうに思っております。それとあわせてオホーツクの部分なんですけれども、オホーツクの知名度も関東側ではある程度あるんですけど、関西にはほとんどないというような状況もあるということがございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今100人当たり数名程度という回答がございましたが、訓子府町って北海道の中でも、また日本の中でもほとんど知らないという方が多いと思います。今までは知らなくても別段困ったことが何もなかったわけですが、これからやはり前に向かっては本町のPRをすべきでないのか。そういう時代にもう入ってきているんじゃないのかという考えを持っています。そこで本町、訓子府町のPRについて伺いますが、本町では町勢要覧と産業観光振興協議会が出しているくねっぶ特産品情報、商工会が出している訓子府町商工まるごとガイドマップ、それからすべてにやさしい訓子府2016年版などが出されております。非常に調べましたところ、こういうカラーで冊子で非常にいい、わかりやすい冊子が何冊か出ています。中でも、これ訓子府町が出している、この冊子なんですけど、2016年版に出ているんですけど、非常に、誰がこれ企画制作したのかわかりませんが、この冊子が非常にわかりやすいな。いい冊子だなとあらためてこう見てみますと、知らない人もこれを見せると、ああ1回こう訓子府に行ってみたいなという感じをもたれました。ぜひこういうものは今後、更新をしていただきたいなというふうに、これは一つ要望になりますが、思いますが、定住のため観光案内的なものが、こういうものにはまだあまり含まれていない。ぜひ訓子府に来て住んでみませんかとか、そういう案内がないなというふうに感じます。こういう冊子を更新、何年ぐらいで更新しているのか。また更新する場合はどういった、例えば訓子府町に来ませんか、それから定住しませんかというコマーシャルも含めた冊子にする考えはないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいまお尋ねのありました小さいミニパンフにつきましては毎年作成させていただいております。毎年ちょっと今部数あれですけども約4千部ぐらい作って、あと企画サイドの方ですと、いろいろなPRに道内外のPRの関係ということで配らせていただいております。訓子府に移住しないかとか、そういった内容のところまでは盛り込んでおりませんが、そういったかたちでうちの町をイメージアップを図

るという意味で発信しているというようなことで今使わせていただいています。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 毎年4千部ほど作りながら発行しているということなのですが、非常に毎年毎年4千部作っていただいてPRをしている。それにも関わらず訓子府に来て新たに住むという人が20人前後、多くて25人という町長からのお話がありましたが、もっとやはり訓子府に来てもらってもいいなという感じがします。そのために作り変えるときはぜひ観光にも使え、それから定住促進にも使えるような、そんなパンフレットにはできないものかなと思います。ぜひこの1ページ、どこかを使ってでもいいから、訓子府に住むとこういろいろないいことがありますよとか、例えば東京羽田から訓子府まで100分で来ますよとか、札幌からはどれぐらいできますよ、位置はここにありますよというような図を示しながらでも、やはり訓子府をPRすべきではないかなというふうに思いますが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今PRパンフレットの部分で移住・定住の部分の情報を観光も含めてですね、やっとならいいのではないかなというご意見をいただきました。ちょっとですね今、4千部、来年度4千部の部分については、おそらくチェックまわってましたんで、既にもう印刷に入ったかと思えますけども、議員のご意見も含めてですね、今後検討してまいりたいと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ぜひ作り変えるときは、そういうものも入れて出していただければ訓子府の将来につながるのかなという感じがしますので、よろしくお願いをしたいと思います。それから続いて、訓子府に定住するためにはすぐ来て住むというわけにはなかなかいきません。特に都会から訓子府に、訓子府というところはどこかかわからなくて、来てみようかなと思う人はまず訓子府に来て、訓子府がどういうところかという体験をしなければ、まずなかなか住む気にはならないだろうというふうに思えます。この体験ステイについてちょっと一つお伺いをしたいと思います。道南の黒松内町に研修にわれわれも行ったんですが、黒松内町もやはり都心から体験を募っている。それから北海道でも道東の釧路市あたりは夏場の避暑を求めて募っている。非常に各自治体がいろいろなかたちでやっております。本町はホームページを出して、ホームページに載っていないかなというふうに見たんですが、やはり体験ステイしてみませんかとか、訓子府に短期住んでみませんかというのがなかなか見えてこない。せっかくホームページ開いていますから、本町のホームページの中あたりでPRをして具体的なやはり情報だとか、実際来町して短期、長期滞在した場合、やはり住むのは、こういうところに住めますよ、それから日常生活から施設的なものをやはりこれアップすべきじゃないかなというふうに私は思うんですが、この件についてもお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 先ほどミニパンフの関係でお答えしたんですけども、ただいま議員からもお話ありましたけども、ホームページの中にはですね、移住・定住の部分ちょっとピックアップしたようなコーナーを設けて、今年からちょっと取り組んでいるというのもちょうとご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま移住・定住のPRも含めた部分ということで質問いただきました。ホームページの部分はちょっと総務課長の方からご答弁しましたが、第6次総合計画でも重点プロジェクトの中でお試し居住とかですね、二地域居住とかですね、そういった部分の検討をするということであってはいらっしゃるんですけども、どうしてもこう体制づくりがないと体験というのがなかなかできないということで、西森議員言われるところでもありますけども、まず仮住まいでもいいんですけども、住むところの部分がどうしたらいいんだという問題も含めてですね、なかなかこう何件かは問い合わせがあるんですけども、空き家の部分で賃貸を希望しているところでご紹介をしたりですね、町有住宅を一定程度空いているところですけど、ご紹介したりということもあるんですけども、どうしても3か月ぐらい、長くてもというようなところもあって、非常にそういう意味では、そういった住環境の部分が少し不足しているのかなというところと、「盛り上げ隊」と言ったらあれなんですけども、そういった部分の、町民がどういうスタイルでそこを受け入れるんだというところという環境もまだこうできていないかなというふうには思っています、そういった意味では、今後そういった部分に向けたですね、検討も必要かというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） この体験ステイに関しましてはですね、以前、私現役で農業をやっているときに日本大学の学生を受け入れるという事業がありまして、これ町とJAがやったんですが、補助金を出してやっていたんですが、非常に都会の子どもたちがやはり学生の活動の一環として北海道でファームステイをします。北海道の農業に実際入って体験をするというものなんですけども、非常にそういう目的で訓子府に年間4、5名ずつ、十何年、20年ぐらい来たんですが、受け入れ農家が訓子府にも20戸ほどありまして、かなり協力態勢をとってもらいまして、その日本大学から来た学生たちは農林水産省だとか市場関係、農業関係のところにもう今、就職して、私のところに来た子どもは1人、農水の官僚にもなっていますけども、非常にやはり理解を示してくれる、北海道に対して。そういう子どもたちが来ています。やはり何か目的を持たないとなかなか訓子府町に来てステイをするといってもできないと思います。今、都会の人たちが北海道旅行に来てツアー旅行にはなかなか来ません。個人旅行に来て何をするかというと、やはり体験旅行といって、漁師のところへ行って一緒に網を引っぱったり、船に乗って漁を体験したり、それからいろいろな北海道の産業の現場を見る。工場の中を見る。それから製造過程を見る。それからポテトチップスの現場を視察する。そういう体験の旅行が非常に増えています。やはり実際といえども、やはり人を誘致するためには、やはり訓子府の良さ、春から秋にかけて非常に季節の移り変わりも大きいですし、その中にやはり体験していただく人たちを呼んで、やはりショートステイできる施設も整備して、町民がこぞってやはり受け入れする態勢を作っていく。そして職員も含めて、やはり都会から来て、訓子府に来た人たちにおもてなしをする。来てもらって最終的には住んでいただくという体制をとるべきというふうに考えますが、そこら辺の長い目で見た考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま西森議員から過去の日本大学の学生さんのお話

等もお聞かせいただいた中で、そういった意味では体制整備、特におもてなしというお言葉出ましたけども、そういった部分が非常に大切かなというふうには思っています。なかなかそういう組織をどう作るんだというところも思いますが、将来に向けた課題とさせていただきたいというふうに思いますし、ただなかなか最近、農業実習生もですね、ここ何年、5、6年前にはどうしてもこう同居することがなかなか、自分の空間がなくなることがあって、別の施設というか、2戸用意はしておりますけども、そういった個人の住まわれ方という部分もありますので、そういった意味では、そういった部分も研究をさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） それとですね、訓子府町へ来た方が訓子府という町は知らなかったんだけど、来てみると非常にいいところだと一人一人やはり口々に言うんですね、そういうことね、なぜ、どういうところがいいですかというと、何もないところがいいと一番先に言いますね、観光地でもない、何もないところがいい。なぜ何もないところがいいのって、この景観が素晴らしい。やはり訓子府町の地の利をわれわれは知らな過ぎるんじゃないかな。具体的にはやはり道東の、訓子府町というのは道東の内陸にありますが、オホーツク海にも近いし、西にはやはり大雪山、層雲峡、南にはやはり阿寒、摩周湖、東には美幌峠、屈斜路湖、知床国立公園もある。そのほぼ中央に訓子府があるという中で、われわれも気が付かなかったんですが、非常にいいところに訓子府というのがありますねと。そして春夏秋冬の四季が本当にはっきりして、冬はやはりマイナス20度を超える、夏はプラス30度を超える、温度差が45度から50度ほどある訓子府。こんなすばらしい街はどこ探してもないですねと口々に言います。ところが、じゃあなぜ訓子府を知らないのかな、みんなは。やはりそれはPRというか、こっちからやはり訓子府という町はこういう町ですよ、住んでみませんかというアプローチがないのかなというふうに私は考えます。やはり先ほど課長が言われましたように、今後やはりそういう、事あるごとに訓子府をPRして、やはり定住に結び付ける。訓子府で住んでみたい、行ってみたいという人をやはり訓子府に誘致する。そのためには住宅もきちんと整備する。今やっていますけれども、住宅の整備をしたり、町民の理解を得て、やはりステイをするためには、やはり一つや二つの建物じゃ足りませんから、受け入れ態勢も整えていくというふうになっていかなきゃならないのではないかなと思います。そこら辺について、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおり私どもの町は観光的なアピール、それから定住を促進するアピールというのは、ある意味では管内的にも非常に弱いといった表現がいいのか、長く農業を中心としたまちづくりは安定的な産業のことを町民は望んでいて、そういう外から来ることに対する政策としてですね、歴代町長なんかはやはりやってこなかったということが、良い悪いは別として、私も含めて、ですからオホーツク管内でも訓子府町と、特に訓子府は観光という一つの柱を立てにくい町だというふうに考えておりますけども、今後それがいいのかどうかということですけども、先ほど課長からも出たように、オホーツクA I ということで2千万円ほどお金をかけて管内、今まではそれぞれの町が個別にといったものを3市15町村が一つになってA I のオホーツクイメージを全国に発信

すると。3市15町村が一緒になっての取り組みというのが今回が初めてで、今日、東京の吉本興業に、私は今日議会がありますから行きませんでしたけれども、全国に発信するという取り組みを初めて今やっております。オホーツク、賛否両論、管内でも期成会でもいろいろありましたけれども、オホーツクに来るといふことのキャッチフレーズをしながら、電通とJT Bが中心になって今、3市15町村が一つになってオホーツクのイメージと定住化に向けての事業を展開、まさにしようとしているという状況が1点目です。これらに向けて訓子府町も何をアピールするのかと、映画も作ったり、いろいろしているんですけども、どうやら訓子府は電通のあれではメロンが何としてもメロンというのが出てきたり、置戸はクラフトとかですね、それぞれの特徴を出しながら今やろうというのがあります。それから過去に日大や北大もそうですし、いろいろな実習や農業体験をやらせていただいたりしていますけども、なかなか長続きしないというのが本当のところなんです。これは例えば高知県の高校生の受け入れについても受け入れの母体がやはりちゃんとしていないと善意やうんぬんだけでは継続はなかなか難しいという課題に私たちは今直面しているということを考えますと、やはりそういった体制をどう作っていくのかということもすごく大事でないかなというふうに思っています。それから今、婚活が西森議員もかなりお力添えをいただいて頑張っていた、この婚活につきましても、NPO法人の全国結婚相談協議会とタイアップしながら来年の2月13、14、15日だったか、ちょっと日にちはあれですけども、今、詰めている、できるだけ都会の女性たちに訓子府に来ていただく、一緒になっているいろいろな体験をしていただくということですけども、先般もその代表の方と東京で話しをしてみますと、やはり単なる一時的な観光だけでは駄目なんだと。やはり生活そのものを体験できるような、訓子府らしさをやはりもっとアピールすべきではないのかということと、それから素敵な女性たちがいるぞと訓子府には。そういう意味では、あ、こんな体験やこんな生活をしている人たちがいる町だったらというようなことも含めてですね、もっと「婚活」も根本的なところから考え直した方がいいのではないのかというご指摘も受けたところがございますので、あらためて全体として受け入れる、観光やあるいは定住のことという政策の一つの目標にしながらも、これらのことをやっていかなきゃいけないという時期にきていると思います。それから新規就農については、うちの町はあまり熱心でなかったら、もうご存じのとおりです。しかしここ数年はあらためてうちの町で農業をやってみませんかという状況がぼつぼつと、そういった人たちが出てきたということもございますので、非常に長いスパンですけども、あらためてこの定住に向けてのもっと幅の広い施策をこれから実施していく必要があると思いますので、もうちょっと時間がかかるのではないかなと思いますので、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） こういう問題は一長一短に解決する問題でないということは私も重々わかっておりますが、非常にこういうことをやろうとすると面倒臭いし、何でそんな面倒臭いことをやらなきゃならんだという考えも起きますが、やはり一人でも一家族でもやはり定住に結び付ければ人口も増えるし、人口も増えれば何をしてもやはり人がいれば店も繁盛する、やはり人の行き来もある、そして後につながっていくということになりますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。それから年に何人か訓子府町に問い

合わせをしたんだけど、どうしても協力をしないというわけじゃないけども、職員に聞いてもなかなかどうすれば定住できるのか、そういう説明がないんですとか、やはりそういうのが聞かれます。やはり職員も含めてやはりそういう訓子府に短期でも長期でも移住でも定住でもしたいという申し入れがあれば、やはり協力的な体制を、受け入れ体制をやはりこれからはすべきでないかなというふうに考えますので、ぜひともそういう対応で一つでも定住に結びつくような方策をとっていただきたいというふうに思います。

それから質問を変えますが、2番目の子育て世代の定住の考えは回答もいただきましたが、28年4月に本町の「わくわく園」が開設されまして、園児の定員が200名設定ということで、初年度総数が196名、ほぼ満床、29年度は178名、30年度は160名と子育て世代や町民にとって非常になくはない施設としての評価を得ております。今後の園児の増減がどうなるのか、一つお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） ただいま西森信夫議員の方からですね、わくわく園の園児の数が今後どうなるかということのお尋ねがございました。それでわくわく園の入園につきましても、人口に基づいてですね、ある一定程度のスパンで計画を立てているところでございますけれども、今年につきましてもは170名ということで入ってございましてけれども、今後につきましてもは、出生数がですね、今後30人程度で推移していきだろうということで把握しています。ちなみに今年度、来年度入る子どもですけれども、出生数合わせると、異動数合わせてですね、37名ということで母子手帳から検討しまして37名ということになっておりますけれども、将来的にはですね、30人前後だということで考えております。そういった中でですね、今年度4月1日で167名で、現在174名ですか、入っておりますけれども、来年度につきましてもですね、その人数を把握しまして、3歳児以上につきましてもは、おおむね全員、100%入るということでございますし、0、1、2歳児につきましてもはですね、当初、率、今まで少なかったですけれども、最近入園率、特に0歳児の入園率が非常に高くなっておりまして、40%ぐらいになるだろうということで考えております。現状といたしましては、総数的にはですね、大体、来年度につきましても今年からは167名、それ以降につきましてもは大体140名から150名の間で推移していきだろうと予定しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） この認定こども園に関しましては非常にできた当初から管内、特に管内でも近隣町村でも素晴らしい木作り、中が木の大変子どもにとってはいいこども園ができたそうだとということで、ぜひ見たいなという話も聞かれましたし、また近隣町村だけでなく、いろいろなところからの視察があらうかと思いますが、脚光を浴びている施設だなんて、今、認定こども園というのはどこでもこれからやるこども園はこういうかたちになるんだろうなという、そういう施設の先駆けではなかったかなと思います。それで今、回答がありましたように、来年度は167名ほど総数があると。その次の年も百四、五十名がいるんだということですが、これ年々やはり住民も減ってくる、それから子どもたちも出生数も減ってくる。そうするとせつかく200前後定員数があっても、いつかはこれ空きが出てくるんですが、空きが出てくる、そうであればやはり子育てを訓子府でしませんかというPRをして、やはり訓子府に子育て世代が来て住んでくれれば、やはりせ

っかく建てたこども園もやはりフル活用ができる。そういうふうに思いますが、その子育て世代を訓子府に呼ぶとなれば、働ける環境が整備されているのかどうなのか、非常にそこが問題になってきます。その件について、一つお尋ねをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、再質問の中で子育て世代の働く環境ということで質問いただきました。町長からの答弁の中では、移住というかですね、転出入の関係でいくと、子ども数だけでいくと2年間で25人増えているということでご答弁させていただきました。そういった意味では人口というかですね、そういった意味では一定程度の効果があったのではないかというような答弁をさせていただきましたけども、雇用というところていくと、非常に働く人と働いてもらう人の両方の、要するに求人と働く方の希望のミスマッチというか、そこら辺があって、町内の企業でも働く人が少ない。募集しても集まらないんだというお声も聞いておりますけども、逆に雇用の場がない、雇用の場がないという声も聞こえてきているところでもあります。そういった意味では雇用の部分については、うちの町から隣の町に働きに行けるような環境整備も一定程度高速道路開通によって上来上がってきているというところもありますので、そういった環境をアピールしながらPRに努めていきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今ですね、回答の中で近隣市町村から来てもらって通勤できる環境も整ったと。高速道路も整ったと言いましたので、非常にそういう面では環境が整いつつあるなというふうに思えます。北見市に勤め先があって暮らすのは訓子府町だと。置戸町に行くんだけども訓子府町に住んでいるよとか、そういう環境ができあがれば一番いいなというふうに思えます。仕事は北見や隣町でも住居は訓子府でという、ぜひそういうところを目指してほしいなと思えます。また最近の若者は非常に大手企業だけでなく、特にテレビや報道関係を見ていると、大手企業や大会社がいやで、やはりすぐ辞めてしまう若者が増えている。個人でインターネットを使って仕事はどこでもできる。北海道の清里だとか斜里へ行ってもできるんだという、清里に住みついた人が一度テレビに出たことがあります、パソコンがあれば東京にいても清里にいても全然困ることはありませんよという、そういう番組だったと思えますが、どこにいても第一線でパソコンを使って仕事が可能だと。そういう人にやはり「訓子府はこういういいところですよ」という、そういう人だけでなく、やはりどこにいても私の仕事はできるんですという人たちが、やはりかなり日本の中には増えてきたという中ではぜひそういう人に来てくださいと。訓子府に来て住んでもらえれば、こういういいところですよ、いいことがありますよというコマースシャルも含めてやはりやるべきではないかなというふうに思えますが、この件についても一つお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、議員言われるとおりインターネットというか、ICTを使って、そういった仕事のやり方が変わってきているのではないかとこのところがございます。少数の部分でございますけども、これも隣町の話ですけれども、そういった事業所をですね、試験的というか、モデル的に実験として今進めている状況が、隣の町ですけれどもあるということで、ちょっと事業体としては、もうちょっと大きい事業体にな

りますけども、そういった意味では、その部分の情報にもアンテナを張りながら進めてまいりたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ぜひですね、隣の町といわず、わが町でもアンテナを張ってそういう受け入れできるものであれば取り入れていただければなというふうに思います。最後になります、若者や子育て世代が、いや子どもたちが減ると次世代へのバトンタッチがなかなかままならないということで本町もこれから永遠と続いてもらうためには、やはり本町で住んでもらって子育てをしてもらうことが、やはりせっかく作った立派な認定こども園の活用にもつながり、またこれから青年研修館やスポーツセンターの利用促進にもつながっていきます。ぜひあらゆる方法で定住促進を推進して人口を増やすべきと考えますのでよろしく願いをしたいと思います。

以上で私からは終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 最後に町長から。

町長。

○町長（菊池一春君） まずですね、定住のことも含めてお話しをさせていただきますけども、訓子府に、役場に電話してもですね、非常に消極的だというご意見がありました。確かに、私も個別な事案はいろいろ聞いております。例えば農業で、訓子府で農業をやりたいと。あるいはまた訓子府に住みたいんだと。しかし住宅等の難問があって、職員のレベルではなかなかその解決できないということもありますので、できればですね、この定住の関係については窓口の1本化ということをやったり検討していかなきゃ駄目だということですね、やはり誤解もあったりいろいろありますから、その点では制度として窓口の既存の課の中でどこか1本にしてですね、よりそういうことをですね、具体的な課題に答えいけるような状況をつくっていかなくやならないんじゃないかなというふうに思っています。これはできれば平成30年度からぜひできることですから進めていかなきゃいけないというふうに考えているところであります。それから今、若い人たちのことを私も同じように考えておりますけれども、今年の成人式のしおりには私は「戻ってこいよ」と、「帰ってこい」というタイトルで原稿を書かせていただきました。やはりわれわれの世代はどんどん東京へ行くこと、東京に行っているいろいろな体験をするということを是としてきましたけれども、もうそろそろ逆に言うと田舎で、東京で学ぶことが本当にあるのかということも含めて、田舎の良さを発信していく、先ほどコンピュータのパソコンの話をしていましたけれども、そういう企業家も含めてですね、若い世代にやはりアピールしていく、われわれ親世代、この次の世代の親世代も含めてですね、考えていかなきゃならないんじゃないだろうかと。それで先ほど課長の方からもいっていましたが、仕事はあるんだと。だけど正規職員がないんだという問題ですから、ですから今いろいろところで訓子府で働く人が集まらなくて困っているという話を聞いていますから、これらの正職員化の問題も含めてですね、やはり考えていかなきゃならない。協力をお願いしていかなくやならないんじゃないかなというふうに思っています。ぜひですね、その点でいうと、管内で平成28年の町村の15町村で最も人口減少率が少ないのは訓子府町だということは、子育て支援の例えば認定こども園や医療費の無料化等と、それからか道路のアクセスが便利になってきた。そしてスーパーが出てきた。これ総合的なことを含めていって、訓子府の減少率が

少なくなったり、あるいは子育て世代というのがやはり幾分なりとも増えてきたんではないのか。これは政策というのはやはりバランス、総合的な政策をどうやっていくかということなんですけれども、例えばこども園が174名いると。これ来年また160何名とかっていつているけれども、実際に170を超えるかもしれないと。今何が問題なのかといたら保育士が集まらない。これで保育士の正職員化のこともそうなんですけども、全体として子どもを見る専門職員が少ないということもありますから、総体としてやはりバランスをとりながらですね、増えることはいいことなんだけれども、一方ではそういう子どもを受け入れる体制をより強固なものにしていかなきゃならないだろうということを考えておりますので、議員がご指摘のとおり、まだまだ消極的な部分がありましたけれども、さらにあらためてこっちから打って出ることも含めて検討していかなきゃいけないというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） お願いをして最後に終わるわけですが、ぜひとも本町の未来に向かって一つでもいい施策を推し進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 3番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時55分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。通告書に従いまして町長に質問いたします。

介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように包括的な支援の確保を位置付けたのが介護保険事業計画第6期からの「地域包括ケアシステム」の構築だと思います。

私たちの町も10年前と比べると約29%だった高齢化率が36%を超えました。高齢者の単身世帯も増えて、地域で支え合うことの必要性は町民の皆さんも実感しているのではないのでしょうか。介護が必要になっても重症化しないよう地域で見守りながら安心して暮らせるよう行政の適正な指導と情報の共有が大切かと思えます。地域での支え合いを目標とするまちづくりについて、町長に次の3点を伺います。

1点目、総合事業移行に伴い、軽度の介護認定者への予防事業の実績と今後の取り組みは。

2点目、協議体の構成メンバーと開催状況を伺います。

3点目、本町の介護老人福祉施設の現状と今後に向けた支援策は。

以上、お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりについて」3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「総合事業移行に伴い軽度の介護認定者への予防事業の実績と今後の取り組みは」というお尋ねがございました。

平成26年度の介護保険制度の改正で「総合事業」が導入されました。「総合事業」では、行政と住民の意識と役割の転換を目指すものとされています。

これまでは、行政が住民にできるサービスを中心に考える施策でしたが、今回の「総合事業」では、住民主体の活動を引き出し、専門職のサポートや民間等の力を活用して、介護保険制度に依存しない社会を作ることを目的とします。

本町では、平成29年4月から総合事業を開始しております。通所型を中心に説明いたしますと、これまで要介護認定を受けずにデイサービスに通所していた人が、その後もデイサービスの利用を継続するためには介護保険申請が必要となり、該当となった場合に介護予防通所介護相談事業として引き続き通所することが可能になりました。

また、他の通所サービスとして、要支援認定者、基本チェックリストによる事業対象者を対象に生活機能の維持を目的として、総合福祉センターの健康増進室を利用し、通所と訪問による3か月間の短期集中予防サービスを実施しています。平成29年4月から実施し、1クール4人までとし7の方が終了しています。

地域の身近な場で、介護予防や支え合いの拠点として、地域の誰もが参加できる場の展開に向けて「いきいき百歳体操」の体験会、実施支援を行っております。体験会では、訓子府町の少子高齢化の現状や介護保険制度についての理解、介護予防や支え合いの必要性をお伝えし、いきいき百歳体操の紹介をしています。

体験会は、12月5日現在、9か所106人の方に参加していただき、地域の中では現在住民の方々に継続し、長寿会館と西地域集会所の2か所で週1回、実施しております。住民の方々が自ら選択した主体的な取り組みを、今後も側面的にサポートしていくことが行政の役割と考えております。

現在、地域の会館等で実施を希望し、実施方法の説明に来てほしいという地域からの依頼が4か所来ています。

国は、介護予防に資する住民主体の通いの場合は、週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人に概ね10か所を目標として地域の実情に応じて定めるものとしてしていますので、訓子府町では、5か所以上の開催を目標に取り組みを行っていきます。

次に、2点目に「協議体の構成メンバーと開催状況」とのお尋ねがございました。

平成26年度の介護保険の改正によりまして、「生活支援体制整備事業」が地域支援事業として位置付けられました。

訓子府町では、「生活支援体制整備事業」の地域の支え合いを広げる目的として、平成29年4月に協議体を設置しました。

協議体は、行政を事務局とし、構成メンバーは参加を希望される一般住民、社会福祉協議会、商工会、JA、高齢者勤労センター等とし、月1回程度話し合いを進めています。

3点目に「本町の介護老人福祉施設の現状と今後に向けた支援策は」とのお尋ねがございました。

「特別養護老人ホーム静寿園」では、現在60床が満床の状態であり、職員体制におい

でも定員を満たしている状況です。

今後に向けた支援策については、8月10日に運営費および施設改修等費用の要請を受けたところですが、施設改修におきましては、平成26年施行の「訓子府町社会福祉法人補助金交付要綱」に基づき、事業費が3千万円を超えた場合に超えた金額の3分の1以内で500万円の限度額となっており、該当した場合には、要綱に従って補助金を交付することになります。

また、運営費の支援については、原則的に社会福祉法人訓子府福祉会設立以来自らが運営することを基本に進めてきました。しかし、厳しい経営状況も踏まえて町の立場から、収益を上げるためにデイサービス事業の拡充などを提案していますが、介護員の確保の問題もあり厳しいと前向きには考えていないようです。

現在、国は高齢者の自立を促進する支援や重度化防止に向けて心身機能の維持・改善を図った場合などに、報酬を上乗せする方針を示したこともあり、医師・保健師・看護師・介護士・栄養士などの多職種による連携により取り組むことで、将来的に経営改善につながるよう「静寿園」に提案しているところであります。

経営状況においてもまだ余力が見られることから、現段階では経営努力を望んでいるところです。しかし、遠くない将来において経営が難しくなることが予想されますので、経営困難に陥る前には支援策を検討せざるを得ないと考えているところです。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 項目に従いまして何点かお尋ねしたいと思います。

平成26年6月に医療介護相互確保推進法という法律が交付されまして、それに基づいて介護保険制度が改正されまして、今、町長の回答の中にありましたように、さまざまな地域支援事業の見直しが図られたようです。その中の介護予防の推進について、今日はお尋ねしているんですけども、計画書の予算の推計を見ますと29年度から介護予防に関して500万円ぐらいの増額が出ていましたけれども、今年度も含めまして、この介護予防の推進に関して増額の部分は具体的にどういう内容になっているのか、それから今回地域において、いきいき100歳体操の推進をしております、これもいきいき100歳体操と、ここには出ていなかったんですけど、社協を通じたふまねっと運動ですか、その二つが進められているということを知っておりますが、その特にこのいきいき100歳体操をいろいろな取り組みのある中で私たちの町に取り入れようとしたいきさつ、町民に向けての説明の内容ですね、それなどがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず介護保険法の改正によりまして、地域支援事業、こちらに500万円ほど増額されているその事業の内容についてでございますけれども、大きなものとしては、これまでいきいきライフクラブでしたか、デイサービスに一般の方も通っていたんですけども、それが今度、予防の一貫となりまして、地域支援事業の中で給付になるということで、仕組みが変わったことによりまして、そういったものが大きく影響が出ております。それに伴い、移行期に向けて上限額が上がったりしていたしましたので、その経費が大きくそのように見えてきたところでございます。あとサービスについては今

までとそれほど変わっているわけではございません。

あと2点目に、いきいき100歳体操、これの町民向けの説明の内容でございますね、これにつきましては、DVDさえ見れる環境であれば、あといすがあれば、どなたでも簡単に取り組むことができる、そういう体操になっておりますので、ただ週1回以上行うことが大事になってくるものですから、そういった環境を整えば、数名集まれば実施が可能だということで、そういった取り組みやすいものということで、こちらとしても力を入れて皆さんに推奨してきているところでございます。それでいきいき100歳体操、これは高知県発祥の体操でございますけれども、やることになったきっかけ、これにつきましては、やはり先ほど申し上げましたように、誰でもが取り組みやすい、そういったことも含めまして、いすに座りながら足を上げたり、手を上げたり、負荷をかけておもりをつけたりもしながら、どなたでも毎週やっても継続してできるということが、このいきいき100歳体操に取り組むことになったきっかけでございます。地域の方には会館でも自宅でもどこでもいいんですけれども、そういう場所さえ確保できれば保健師も支援してDVDを差し上げて、DVDを見れる環境があればこちらで操作などもお教えしたりして、そして長く続けるようにお手伝いをしてきたところです。ふまねっとにつきましては、昨年数名が登録をしております。ふまねっとの協会の方に。そしてうちの保健師も1名、私費ですけども登録はしております。あと社会福祉協議会でも1名登録していますので、社会福祉協議会が中心となって各老人クラブなど、要請があれば出向いてお教えすることもしておりますが、現在、サロンゆう、そちらの方では月に1度かと思うんですけども、定期的にふまねっとを開催していると聞いております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 先ほどの回答の中で、この改正によってデイサービスの利用が介護保険申請が必要になると。それで該当になった場合に引き続き通所介護ができるというお話でしたけれども、今年度の、私は今28年度のデータしかないんですけれども、今年度の認定者の数がもしわかりましたら教えてほしいということと、それから今、課長のおっしゃいました、いきいき100歳体操、日曜日に日出の寿会、ちょうど例会でしたので伺って、皆さんにお話を伺ってきました。もう会員も減りまして、会長さんも亡くなったあと、今20名でみんな活動しているわけですけども、先月の19日にふれあいセンターでいきいき100歳体操の体験会がありましたよね、そのときに18名の参加があって、それは日出だけではなくて、穂波やそれから柏丘の方々も訪れて、みんなと一緒にやったんだよとお話を伺いまして、会員の皆さんは老人クラブとしても保健師さんが進めてくれる事業だから、ちょっと40分という時間は長くて、帰ったあとにすごく疲れるんですけども、みんなと一緒に健康になるためにやりたいという前向きなご意見でした。ただし、保健師さんからいつやってほしいかをみんなで決めてくださいといっているんですけども、まだみんなと話し合いになっていないんだよねって、だからこの間の先月のように保健師さんの方で日程を決めてくださったら、主体は老人クラブでもいいので、ぜひ積極的に参加したいというお話でした。今の、今後も5か所ということですけども、一番大事な、「うらら」とか、要するに庁舎の中で1か所できるんじゃないかと思うんですよね、誰でも町の人が参加できるような体制、日ノ出地区ふれあいセンターもそういった意味で

いろいろな方面からも来れますし、そういうかたちで増やすというのはどうなのでしょう
か。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず初めに、いきいきライフクラブ、この参加者の認定
者数でございます。こちらにつきましては、昨年いきいきライフクラブにいらっしゃっ
てて、引き続き要介護認定を受けて継続して通所している方が21名おります。その他に
認定にはならなかったんですけども、チェックリスト、これの該当になった方が1名お
ります。ということでございます。あとそれとですね、いきいき100歳体操、これを、
まず保健師から言ってくれば、その日にちに合わせてということのご要望でしたけれど
も、そういうお話しがあれば、いくらでもこちらで積極的に支援してまいりたいと思いま
すので、もしよろしければ、その方にお伝え願えればと思います。またこちらからもいろ
いろ話がありますので、あらためて日付だとか言ってこれないところについては、ちょっ
と話をあらためてさせていただきたいと思います。また、うららでも定期的に開催できな
いかというようなお話しでしたけれども、一応これは住民主体ということで数人のサーク
ルが集まっていたいて、自分たちでやりたいということであれば、役場の中でも場所の
提供ということは可能だと思います。ただ、役場の方からこの日にやりますよというこ
とは今は考えておりませんので、今後に向けてそういったことも必要かちょっと考えていき
たいと思います。今、サロンゆうさんでもちょっと検討していただいているようですので、
そういったところで、今、長寿会館、大町会館、それから他でもやりたいというところ
があるようですので、できるだけ近くに通えるような場所があればいいなと思いますので、
そういったことを可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君

○5番（西山由美子君） 二つ目の協議体についてお伺いします。構成メンバー、内容わ
かりましたけれども、現在何名で構成されているのか、それとこの構成メンバーというの
はずっとこう固定化されていくのか、それとも随時町民に向けて公募するのか、その辺
のことで、以前の回答の中で生活支援コーディネーターをこの協議体の中を含むというお
話がありましたし、計画書にも書いてありましたが、この生活支援コーディネーターは3
0年に設置とありますが、これはどういうかたちで、各地域に1人ずつなのか、今各地域
にはふれあい推進委員さんや健康推進委員さんがいらっしゃいますが、その他にこうい
うささえあい推進委員というのを含めるのか、その点、簡潔にお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 協議体でございますけれども、固定化されているわけ
ではございません。毎月活動はしておりますけれども、毎回人数が変わってきております。
話し合う内容によっては、こういう方がいたらいいよねというような話になればお誘いし
たり、また2月に向けて、講演会も開いて、そこで協議体のメンバーを増やしたいとい
う目的のもとで、そういったことも計画しております。平均でいきますと十二、三名の参加
人数なので、これをもう少し増やしたいという意向があるようでございます。あと生活支
援コーディネーター、これは30年度に配置する予定であります。これは健康推進委員と
は違いまして、今考えていますのは、訓子府町にまずは1人からということで、当面お一
人をお願いして協議体で話し合った内容、そういったものをまとめていただいたりして、

それを実現するためにはどこに働きかけたらいいいのかとか、行政だったり民間であったり、そういったいろいろな事業所だったりとか、そういったところの橋渡しだとか、そういったコーディネートをしていただくこととなりますので、健康推進員さんとはちょっと役割が違って来るかと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） よくわかりました。特別資格がどうのということではないですね。町の方で決めていただくということなんですね。はい、それじゃあですね、協議体というのは、昨年からいろいろな議員の質問の中に町長のお答えに随分協議体というのが昨年いっぱい出てきました。例えば除雪のこととか地域の支え合いについても協議体で話し合いますよという回答がたくさんあったと思うんですが、これは町主体ですので、例えば協議体の中で、例えば今年の冬に向かっての除雪の仕方について話し合われたとします。それは町主体ですから直接施策に結び付くというふうに考えて期待してもよろしいのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 協議体は町のことをいろいろ考えたいという人たちが集まって作られたグループになりますので、そういったところで何が課題でどうしたらそういったことを解決できるのか、どういうふうに進めていけばいいのかということをお話し合っていた場ですので、例えばその中で行政について、こういうことをしてほしいとか、民間に対してこういうことがあったらいいとか、こういうサロンを作るためにはどうしたいとか、自分たちでは何ができるんだろうとか、そういったことをまず話し合っていて、自分たちでできることを行動に移していただくという仕組みになりますので、直接行政の方に実効力といいますかね、要望はお受けすることはできるんですけども、即、協議体で決まったことが行政の方でできるかということ、またそれもまた協議体と行政との中で話し合っていかなければいけないこともあると思っております。除雪については昨年3月ですか、そういう話もあったんですけども、具体的にはまだ協議体の中ではこれからの話しになるようです。それとはまた別なんですけれども、除雪サービスの方では塊り雪ですか、あの問題がかなり前の議会に出ておりましたので、そういったものを福祉サービスの方でやっている除雪サービスでもう少し今までよりできればいいかなということで、ちょっとこちらで進めてさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そうですか、協議体ってもっと何て言うんだろう、行政と話し合った内容が直接結びつくのかなと思っていたんですが、今後、今、始まったばかりですから、何もこちらもわからないんですけども、メンバーも含めてですね、これからやはりより良い政策が実現できるためにも協議体に今後私も期待したいと思っていますし、もう少し、「あいあい」、包括の中でも「めろねっぷ」ちゃん、「たまねっぷ」ちゃんの会話よりももう少し協議体を何て言うんだろう、わかりやすくてですね、町民の皆さんにこういうふうに話し合って、そして随時参加できる方も募集できるような、そういう知らせる内容をお願いしたいなと思っております。

今日はちょっとたくさん質問なので時間がありませんので、3番目の老人福祉施設の現状についてお答えいただきました。私たちの総文でも先日所管事務で調査いたしました。

静寿園はですね、平成元年の工事で2年に建てられまして、本当に27年たつわけですね、町立ではありませんけれども、ほとんどもう町で建てたようなものではないのかなと、補助金もありましたでしょうけど、運営は今までとにかく町民にとっては本当になくはない、この27年でどれだけの方がそこを「終の棲家」として暮らされたのかなって思うほどなくてはならない施設だと思います。それでいろいろな、町長お答えあったように、今はまだ大丈夫だということはもちろん数字的にも私たちも知らされましたけれども、本当に近い将来ですね、この介護保険法がどんどん改正されていくたびに、すごく公的な施設は皆さん悩みを抱えているようですので、ぜひ町としても絶対なくしてはならない施設ですので、これからのご支援よろしくお願ひしたいと思います。そのことに関して、町長、本当に時間ないので申し訳ないんですが簡潔にお願ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおりです。このままでは運営が立ち行かないということもあって、私自身がケアホーム、こういったものをやりたいという、「終のまま」で生涯終えることができるという政策をやりたいということであれしましたけども、実際的には制度的には非常に難しいということがわかって、特養との協議の中で個室化を10床プラスデイサービス、それからショートステイの充実を含めてやって、何とかこれで自立的な運営ができるのではないかと。そのときに補助金の見直しで大規模な改修の3千万円以上のものについては500万円を限度にして支援しましょうと。あと日常的なことについては自分たちの自助努力でやってくださいというルール化をしたところでありましてけれども、現実的には非常に厳しいという状況を聞いています。それから答弁もさせていただきましたように運営そのものについては、やはり福祉団体がやはり自助努力をどこまでやるかということを含めて今までもずっと運営については補助をしたことがないというふうに私は記憶しています。これが民間の全くの民間だったらどうするのかと。町が応援すれば解決するという、そういう体質といたらいいか悪いか別に、それでいいのかということも含めて今問題提起をしています。先ほども言いましたようにもっとデイサービスを充実させる必要があるのではないかと。経営的な努力も含めて頑張ってもらいたいと思っています。しかしいずれにしても将来的にはこういったことを解決していかなくちゃならないということにははっきりしていますけれども、何かあったら行政が何とかするというところから一緒になって考えていこうということのステップをこれからしていくということですので、施設の側にも現実的な状況を含めて私どもも提案しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 施設長さんは歴代、役場職員の退職者の方がなっていますので、どうしてもそういうかたちになるのかなという、ならざるを得ないのかなと思いますけれども、逆にそれが町民にとっては安心して任せられるんじゃないかと思っていますので、今どうかなった後からでは遅いと思いますので、対策として考えていただけたらと思います。1点だけ施設に関してちょっと心配なことが思ったんですが、今、介護療養型の医療施設が本当は廃止に向かっているのが6年延期になりましたよね、それで2018年からは介護医療院というのが創設されると聞いたんですけども、それによる例えばこういう静寿園のような特老が逆にそちらの方に流れて入所者が減るということも考え

られると受け取ったんですが、その点についてはどうなのでしょう、現状としては。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 介護医療院が新しい制度の中でこういった仕組みもできますということを示されてはきておりますけれども、まだこの介護医療院がどの程度できるのかということがまだ不明確といいますか、現在のクリニックを介護医療院というかたちにして運営し直すということもできるようでございますので、ちょっと今後、訓子府町内では難しいかもしれないですけど、北見だとか、そういった他の町ではどれぐらいこういったものができるのかということをちょっと動向を見極めないと言えないなというところがございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 訓子府クリニックが介護利用になる可能性というのがある、なれるということなのでしょうかね、ちょっとそこら辺具体的にわかりませんが、同じ町内でしたら、そこら辺の待機者もいるわけですから、やりとりはできるのかなと、今後の状況をみていきたいと思います。先ほど課長に認定のことで聞いたのは私、いきいきライフではなくて全体のですね、ごめんなさい、認定者が知りたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、またそれはこの次の課題にいたします、すいません。それじゃあこの介護の質問については終わりたいと思いますので、次の質問に入りたいと思います。

2番目は、低所得の在宅高齢者への生活支援策についてお伺いいたします。

今年は真冬に向かって、お米や野菜、灯油、燃料代などが軒並み値上がりしています。所得の少ない在宅高齢者世帯への町独自の経済的生活支援について、町長の考えを伺います。

1点目、本年度の福祉灯油の実施は検討されていますか。

2点目、低所得の在宅高齢者への生活支援としてどのような取り組みが検討されていますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「低所得の在宅高齢者への生活支援策について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

まず1点目に「本年度の福祉灯油の実施は、検討されていますか」というお尋ねがありました。

現在の灯油の価格は80円台前半で、本年1月から比較すると5円程度値上がりをしています。これからの厳寒期にさらに値上がりすることも予想されます。平成24年度から平成26年度に実施した際の基準額90円台を超える場合に検討が必要であると考えていますが、現時点での福祉灯油は考えておりません。管内市町村や北海道の動きなども見極めながら、適切に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目に「低所得の在宅高齢者への生活支援としてどのような取り組みが検討されていますか」とのお尋ねがありました。

在宅高齢者への生活支援としましては、ご存知のとおり、現在「配食サービス」、「移送サービス」、「除雪サービス」、「訪問サービス」、「短期入所」などがありますが、低所得の世帯でも利用しやすいよう、「除雪サービス」であれば課税世帯3千円のところ非課税世帯は1千円、生活保護世帯は無料に、「短期入所」では課税世帯2,500円のところ非課税

世帯は1, 800円、生活保護世帯は無料と低い設定にしている他、配食サービスは本人負担が1食300円など全てのサービスを低料金に設定しています。

また、緊急通報装置の設置や愛の声かけ訪問による安否確認などを行っている他、社会福祉協議会では過去に議会からも提案がございました生活資金に医療資金を包含した福祉資金貸付事業などの事業を行っております。今後も各種サービスを含め継続してまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 再質問をいたしますが、この質問にたった理由といたしますのは、今年、自主研修の中で福祉のまちといわれている黒松内町を視察いたしました。その中では町の条例などはあまりわからなかったんですけども、その広報8月号をいただいてまいりました。そこにですね、多分黒松内町だけなのかと思うんですが、在宅高齢者福祉金のお知らせというところがありまして、町では在宅高齢者の方に対し、独自に福祉金を交付しています。対象となる方は65歳以上の方のみの世帯で、かつ在宅で生活している方、生活保護法に規定する被保護者ではない方、世帯全員の平成28年分の年金、恩給、土地賃貸料などの収入の合計が生活保護基準額以下の方ということで、年間支給額が独居世帯が5万7,600円、2人世帯が10万3,200円、申請に必要なものは書類と印鑑などですね、収入の確認できる書類です。こういうのを読み取ったんですが、もちろんこの年金、私も国民年金ですが、国民年金の悲惨さというのはもう多分普通の人たちにはわからない状態だと思います。介護計画書の中にも世帯全員が生活保護世帯とともにですね世帯全員が非課税の低所得世帯が34%を占めているという明記されていますが、やはりひとり暮らしも子育て世帯ももちろん大変なんですけれども、働くことができないこの高齢者の低所得世帯はもし介護の状態になっても介護保険は払っているけれども介護のサービス料が払えない状況なのではないかと。いろいろな軽減ももちろんありますけれども、そういった意味で、自治体でもこういうことができるんだということで、だからといってうちの町に即ということは私も思っていません。ただここら辺の自治体の施策がどういうふうを受け取ったらいいのか、ちょっと私も内容をわからないんですけども、その辺をもう少し、同じ自治体として、小さな町ですので、教えていただけたらと思います。それからですね、福祉灯油、すいません、1点目の福祉灯油なんですけど、福祉灯油の歴史は1970年に道がやったもので、その後から市町村にこうして道が市町村に補助している状態で毎年実施している町もいくらかあります。冬はもう灯油、燃料代だけではないと思うんですね、北国に住んでいくと、そういう低所得の世帯にとっては本当に厳しい冬になると思うので、灯油代が何ぼになったからどうのというのではなくて、ぜひ私たちの町は毎年冬の生活資金としてですね、独自に助成することができないかなと。そういうことを強く思いましたので、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変難しい質問をいただきました。これは町政、議会も含めて、あらためて個人の生活、憲法25条でいっている最低限度の生活というのは生活保護法によって決められている。それに届かない、あるいはむしろもっと厳しい生活状況の人たち

のために、例えば黒松内、ブナの北限地帯の町の小さな町ですけども。ここで示したような5万6千円なり、2人世帯なら10万3,200円の、こういった施策ができないかどうか。私はできると思います。財政状況とはどういう立場に立つかということですけども、このことが本当にいいのかという、この議論はこれから私たちの町も含めて議論していかなければならないことだだと思います。それから福祉灯油のことですけども、もうこれ一定の基準を設けながらやってきた経緯があります。例えば逆に言うと議員がおっしゃったように小清水町ではもう条例化をして毎年灯油の分の補助というか一定の条件の中で支給しているという町もあります。ですから法律のない定めのものについては町長や議会を含めて考え方に立てばできないことはないです。できると思います。しかしそういうシフトをわれわれができるかということはこれから今後の課題ではないかなと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 確かにですね、世帯のやりくりというのは高齢者に限りませんし、本当に個人の状態を調査することも本当に大変なことですし、個人保護法という法律もそこにはばんでいるものもありましょうし、ただ午前中の議論にもありましたように、公務員の給料がこの3年間上がっています。でもやはり小さな町、この過疎の町では実態としてはですね、苦しい生活をしている人たちは決して上がることはない、苦しさは増すばかりです。おそらく、そういう人たちに、例えば町で出てきてください。こういう事業がありますよ、皆さんとともにやりましょう、老人会に入りましょう、でもそこに出てきている方たちは本当に一人の方が三つも四つももっていたり、本当に出ていきたくても出ていけない人たちが必ずやいると思うんですが、その実態はやはり個人ではなかなかつかみづらい、その情報を持っているのは役場ですし、本当に昔から他の議員さんたちも、もう本当に必要な人に必要な政策をやれるのが福祉じゃないかということで求めてきていますけれども、その辺をどうしたらいいのかは、もう本当にこちらの方で本当にお伺いしたいなと思うので、ぜひ直近でなくても、そういう訓子府町、すべての町民にやさしい町、この言葉に沿えるような、そういう政策ができないかなと考えて、ちょっと難しいのはもう私もわかっていたんですけども、今回あげてみました。このことはきっと先ほどの協議体じゃありませんけれども、いろいろな人が知恵を出し合わないと、なかなか実現しないのかなと。現状とそれから予算の問題もありますし、どうしたらいいのかということを考えていく、そういう仕組みができたならなど、まずは。そんなことを思いますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 本当に行政のスタンスをどういう位置にするかということと例えば今、高齢人口が一人暮らしや二人暮らしの人たちの増えてきている。それから所得の水準というのは、なかなか個人の情報ですから、どういうものをもってやるかということもあるんでしょうけども、私は今の段階でこの今、二つの提案の福祉灯油と生活資金援助、国が初めて1万5千円とか去年あたりまではやっていましたけれども。そういう施策って私は基本的には国がちゃんとしなきゃいけないというふうに思っていますので、それを乗り越えて地方自治体が皆さんの合意を得てやるのが適切かどうかということも含めて、やはり議論が必要ではないかなと思いますので、これはまたあらためて相談させていただ

く、また議会の方でも議論していただきたいと思いますけども、以上です。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） わかりました。でも一番の、せめてですね、この福祉灯油は高齢者世帯だけではありませんよね、一人暮らしの方も含まれているし、本当に行政の仕事って公平公正というか片寄りがあるってはいけないということは今まで学んできましたから難しいというのはわかるんですが、これは灯油代の上げ下げは支援する金額を上げ下げすればいいのかなど。毎年冬支度の生活資金援助ということで何とか毎年できないのかなということも含めて今後検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変冷たい言い方なんですけども、行政としては一定の基準を設けてやっている。それは3市15町村の全ての自治体がそういう考え方に立っています。それをある意味では考え方を変えてね、毎年やれるような状況をつくるべきだというのは、私自身の提案というよりは、むしろ、ぜひですね、議会の皆さん方も含めてですね、提案を両方がしていくという状況であればですね、可能だと思いますけども、ちょっと今の段階では乱暴だって気がします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 自分自身も含めて議会の中でも検討してもらうように今後課題にしたいと思います。

では、3点目の町民へのわかりやすい広報活動についてお伺いいたします。

今年の2月に「広報くんねっぷ」の町民向けアンケートが実施されました。その目的や集計結果と、今後の広報活動への生かし方や取り組みについて伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「広報くんねっぷ」の町民向けアンケートに関してのお尋ねがありましたのでお答えいたします。

今年、2月に実施の町民向けアンケートにつきましても、広報紙の内容の充実を図ることなどを目的に実施したもので、町内全戸にアンケート用紙を配布させていただき、36件の回答をいただきました。

回答数は少なく、また20代までの方たちからの回答がなかったことが残念でありましたが、広報紙をよくご覧になっている60代と70代の方たちからの回答率が高く、的確な評価と貴重なご意見をいただいたところであります。

アンケート結果からうかがえるのは、全体的にバランスよくご覧になっており、約6割の方から「内容がわかりやすい」、9割の方が「情報量がちょうど良い」との回答をいただいております。

また、関心のある記事については、「健康・福祉の話題」、「行事などの紹介」、「町民の活動」、「町の政策や財政内容」といった項目が多かったところではありますが、回答者が60代、70代ということもあり、「子育て・教育の話題」、「産業振興」の項目では関心が低い結果となっております。仮に若い世代からの回答があったと考えますと、これらの項目に対する関心も高い結果となったと思われれます。

今後掲載してもらいたい記事に関しましては、地域で頑張っている人や団体など、町民の方たちを広報に掲載すべきとの意見もいただきました。

広報全般に対する意見・感想としては、折り込み記事などを広報紙に組み入れる、わかりやすい用語の使用やイラストも取り入れ読みやすい工夫を、表紙だけでもカラーにしてほしい、などのご意見をいただきました。

アンケート結果を踏まえ、折り込み記事の減量化、記事掲載箇所の一部変更、イラストの活用、要望のあった記事の掲載など、できるところから改善に取り組んでいるところであります。

今後とも、町民に親しまれる広報紙づくりのため、町民の皆さまからご意見等もお聞きしながら、内容の充実に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） この広報のアンケート、2月に拝見したときに私はとてもうれしく思いました。アンケートっていうのは私たちも初めて去年町民に向けて議会のアンケートをとりましたけれども、アンケートをとるとするのは、とても責任があって、とったアンケートをどう生かしていくか、これがすごく重要だということを私たち議員も身をもって体験いたしました。職員が自らこういうアンケートをとってくれたということに本当に敬意を表したいと思います。それで今回いろいろなデータをつくっていただきました。過去においては訓子府広報のアンケートはとったことがあるのかどうかということも一つお尋ねしたいことですが、要望としては今後もこの36人の少ないですけれども貴重なご意見をいただいたことに、今後もですね、ぜひ継続して何年に1回でもいいですからほしいなということをつくづく思います。この自由なご意見、ご感想の中にせめて表紙だけでもカラーにしてほしい、毎号カラーにしてほしいということがありました。訓子府町は正月号と昨年120年記念のときに表紙がカラーになりました。普段白黒でたまにおめでたいときにカラーというのも、もちろん効果があるとは思いますが。皆さんご存じだと思いますけれども、毎月手元に届くいろいろなチラシの中に静寿園のお便りもカラーになりました。私たち、年をとるとすごくわかります。頭も白くなり、顔色も悪くなると、白黒だと全く表情がよく見えない、でも静寿園の方たちも本当にカラーにしたときにとってもいきいきとした表情がうかがえますし、子どもたちもそうです。訓子府高校のチラシもすごくきれいな、今カラーの技術が、印刷技術がよくなっておりますので、そういうことで、せめて全部とはいいませんけれども、写真の部分、表紙などをカラーにした場合、予算的にどのくらい増えるんでしょうか。これ節約から入ったのかなと思いますが、町民は毎月1回の広報でしか町の情報を知り得ません。だからこの間、十五、六人の集まった高齢者の方々に呼んでいますかってお尋ねしたら、全員くまなく読んでいるというお答えがありました。ちゃんととってある。だから皆さんすごく楽しみにしているんですね、でも字を大きくしてほしいとか、カラーにしてほしいとかって声もあがっていますので、その辺のお答えをよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 過去にアンケートをとったことがあるかというまずお尋ねでございましたけれども、これについては過去にもアンケートをとったことがあるというふうにお聞きしております。今後とる考えがあるかということでございますけれども、担当の方とは来年もですね、ちょっと今回、人数的にちょっと60代、70代の方が中心だった

ものですから、若い方もちょっと回答いただけるようなかたちで何とかできないかなというところで来年もちょっととろうかという話しをしているところでございます。それから自由意見の中で表紙カラーのお話もございましたけども、これについても検討はしたことございまして、大体今印刷代で現在約340万円ほど白黒ですけども、新年号は表紙、裏表紙カラーということでございます。おそらく今、手元に、毎月カラーにした場合の金額について、ちょっとはじいた資料を持ち合わせておりませんけども、多くても三、四十万円ぐらいかなというふうには見込んでおります。ちょっと今、ただ来年度ですね、そういうふうな、ちょっとお待ちください。仮に試算したところ33万円ぐらいですね。カラーにすると。表紙と裏表紙、カラーにしますと33万円程度増額となるということでございます。これにつきましては、現在予算、今見積もって、予算調整中でございますので、来年できるかどうかというのはちょっとまだ申し上げることができませんけども、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 来年度からやりましょう、表紙だけでも。これ予算で今積み上げていますから、最終的に副町長と私の内示で、そして議会の承認ということになりますけども。前向きに努力します。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） ありがとうございます。広報は本当に町民にとっては、この自由記載のところに書いてありますが、議会に対するアンケートよりも、ものすごい好意的でうらやましい限りです。広報を楽しみにして見ているという方がとても多いので、やはり入り口である表紙が、しかも皆さん町民の方の顔が写っております。それがやはり皆さんにとって親しみやすく、楽しい広報に今後もあり続けるためにも、ぜひそういうふうな少しでもできることから改善していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。時間のことを気にしてしまって、こんなに残したのは初めてですけども、ちゃんとした質問ができなかったんですが、これはまた今後への課題といたしまして、これで質問を終わりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 5番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖龍三です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、教育長にお願いいたします。屋外球技用の屋内練習場の新設についてということで、現在、町内で活動している屋外球技は「野球・ソフトボール・サッカー・テニス」などがあります。少年団では野球・サッカー、中学校の部活動では野球・ソフトボールが日

頃懸命の努力のもと優秀な成績を残し頑張っております。

これらの球技は、屋外の土の上での活動が本来のもので、北国であります訓子府では冬期間の練習の場所がありません。少年団の野球やサッカーはスポーツセンターを使って練習し、中学校の野球部は中学校の武道場を使って基本練習をしています。一生懸命活動している子どもたちに冬期間も土の上での本来の練習ができる屋内練習場の必要性を切に感じています。そのことについてのお考えをお尋ねします。

一つ、このような状況に対し、どのように感じておりますか。

二つ、将来的な展望をお聞かせください。

以上、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「屋外球技用の屋内練習場新設について」2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の「冬期間における屋外球技の状況に対してどのように感じているか」についてのお尋ねでございますが、北国の宿命ともいえる雪や寒さに閉ざされた冬期間における活動の場の充実は、本町においても課題と認識しているところでございます。

こうした中、屋外球技のオフシーズンである冬期間は、シーズン中にはできない基礎体力の向上や基礎技術の習得などのトレーニングを主に行うことで、次の本格的なシーズンに向けての準備期間として活動を行っております。

また、本町のスポーツセンターではサッカーや野球など、他市町では許可をしていない屋外球技の使用を許可し、冬期間における活動の場の確保に努めており、さらに、各団体においては冬期間における練習場所や方法について創意工夫を図っていることもあり、現時点では利用者や団体などからは屋内練習場新設の強い要望は出されておられません。

2点目の「屋内練習場新設の将来的な展望」につきましては、本年度からスタートいたしました総合計画の策定段階においても住民要望はなく、新たな提案であり、住民ニーズや冬季以外の施設の利用方法、本町の今後のスポーツ人口や団体構成、さらには費用対効果などを考慮しますと、屋内練習場の機能だけを有する施設整備については、現在、構想段階にありませんのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 教育長の答えの中には現在は全然考えていないと。そういうふう一言で言ってくると簡単かなと思ったんですけども、私も今回もちろん住民ニーズですとか、ここに書いてあります各団体からの要望はないというようなことは重々承知をしているというか、そういう正式なものはないというのはよく感じています。ただ私は今日はここでその住民ニーズの一端をスタートとして、こういうものを進めていきたいなということがありますので、今日、問題提起、質問させていただくということになっております。お答えの中にですね、一つずつといいですか、気になるところを再質問させていただきますけども、本町のスポーツセンターではね、サッカーや野球など、他町村では許可をしていない屋外球技の使用を許可し、冬期間における活動の場の確保に努めていると。これは現実に先ほど私の方も言いましたように、野球やサッカーについては、冬期間スポ

ーツセンターを使っていると。これ他町村で許可をしていないというのは、私はよく知らなかったんですけど、どうして許可していないということなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、他市町村では許可をしてない理由でございますが、まずサッカーにつきましては室内、フットサル等の練習でございますが、北見市内におきましても特定の個所、トレーニングセンター、体育館等ございますが、特定の場所ですか、1、2か所しか許可をしていない。それは建物の構造、内壁等の関係で破損の大きな原因になりますので、それで許可をしていないということで伺っております。ほかの近隣につきましては、全く許可をしていないか、もしくはスポーツ少年団の小学生程度は許可するといったこととか、中学生までは許可するが大人は許可をしないというような、そういうことで制限を加えているということで聞いておりますのでご理解ください。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 一部は、一番あるのは今お答えに出ましたように、施設の破損というんですか、本来の使うような、サッカーとか野球で使うような施設として作るのか作らないのかということになってきますと、今のスポーツセンターを見てもわかりますけども、やはり野球とかサッカーをやることによっての破損とか消耗というのは非常にあるんじゃないかということを感じております。それともう一つ、このお答えの中では、単純にですね、教育長はまわりの流れの中で、声はないんですよというお話しですけども、私はスポーツをやる人間として考えたんですけど、こういう施設があれば非常に訓子府のスポーツにとっていいことじゃないかという、単純なイエスカノーかで言えばどちらでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほどお答えしましたように、北国である本町においては1年間屋外のスポーツができないという状況であった中で、その屋内練習場があれば、やはり練習環境はよろしいかと思っておりますけど、一方ではその自然環境も生かした練習も取り入れた中でスポーツの振興ということもございますので、それらを含めた中では現時点は私どもとしては今難しい状況にあるんじゃないかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 最後の難しいところにあるんじゃないかという意味合いがちょっとわかりませんが、今必要じゃないんでいいです。確かにこういう施設がですね、あるということの利便性というか効果というのは非常にあると思います。やはり最近、屋内のそういう練習場を作っている、もっている町もありますし、網走なんかはスポーツ合宿等の関係もあって、大きなドームもありますし、やはりプロ野球でいっても、網走、こんな流水のある網走の片田舎からなぜプロの選手がたくさん出るのか。そういうふうに考えますと、やはり施設がきちんとあって、それなりの環境整備があつていい人材が育っていくんだと、そういうことはもう間違いなくあるんじゃないかと思っております。私も剣道の話をして申し訳ないですけども、剣道少年団は昔、昔というか今もそうですけど、スポーツセンターを使わせてもらってまして、剣道にとって、あの床がどうなんだとかということもありましたけど、何十年も使っていますんでいいんですけども、やはりいい環境といい指

導者というのは非常に必要なことでありまして、そういう中で一時期80人も子どもがいたころがありまして非常に活動が盛んだったんですけれども、やはりそのころ育ったある子が少年団の大会等で全国へ行きまして、全国で活躍まではいかなかったんですけれども、帰ってきてからも一流の高校へ入りまして、現在のもう30過ぎて40近いんですけれども剣道をやっています、その子はその職場で剣道をやっているんですけれども、やはりそのころ育ったいい才能というのが芽生えて今もそういう職業剣道というんですか、薬屋さんのチームなんですけど、団体で全国優勝も3年も続けてます。やはりそういうふうがいい素材を育てるためにも、いくない素材とはいいいませんが、やはりいい少年団を育てていくためにも、いい部活の子どもたちを育てるためにも、施設というのは、やはり整備してあげることに越したことはないんじゃないかというのを非常に感じています。そんな中で訓子府もやはり冬期間、先ほど回答にもありましたように、本当に冬期間使えない時期のそういう土の競技の方というのは非常に苦労しているんじゃないかと思います。この私がいっている今屋内競技場というのはどのぐらいの規模とかどれぐらいの施設をとか、そこまではまだ全然考える段階にはないと思っていますけども、結局、雨が当たらない、雪が当たらない、風が吹かない程度のもので、やはり土が凍らないで冬期間使えれば十二分な施設としての役割を果たせるんじゃないかと思います。ましてや夏場はどうするんだというような回答もありましたけど、夏場も外の競技は雨が降ったら、やるところがないんで、そういう場合も使えますし、そういうふうにと考えると本当に必要性というのは、お金とか予算とかそういうことを抜きにして考えますと、これは訓子府にとっても必要なことじゃないかと。ましてやこれから少年団なり部活が、今こっだけ少子化になって訓子府もたくさんあった少年団の種目の種類も本当になくなってきました。中学校でも本当に部活なんて少なくなってきましたけれども、その中で野球、サッカーというのは非常に頑張っている方だと思います。こういう芽をつぶさないためには、やはりいい選手が出て段々続いていくためにも、そういう施設の醸成というのをさらに感じているんですけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員おっしゃるように、よい環境とよい指導者と、私はやはりその子どもの努力によって素晴らしいスポーツ選手が育っていくのではないかと考えているところでございます。まず今の野球、サッカー、屋外、うちでやっている屋外球技の実情を申し上げますと、サッカーはもう年間の中で夏の期間は屋外でやるけど、冬はもうフットサルということに切り替える、これは一つの競技として今行っているということでございますので、その辺を申し上げますと、冬期間室内でサッカーをやるということが今メインになっているということがまずご理解いただきたいと思います。また野球に関しましても先ほど来、私、お答えしているように、確かに一定規模の屋内練習場があれば、それなりの練習効果なりは発揮されると思いますけど、例えば今、高校野球だとかそういうところでもやっていますビニールハウスでもやっていますけど、あれはあくまで室内でできない部分を屋内のそういう施設でバッティングをやったり、キャッチボールをやったりという一定程度制約の中でやっている練習でございますので、そういった意味ではある程度やはり屋内練習場をもし新設するに当たっては、ある程度やはり相当数の規模の施設をつくらなければ、一定程度の効果はやはり得られないのではないかと私自身は思ってい

ますので、そういう環境を整備していく中では、先ほど来、お答えしまししているように、シーズン通して練習がどうなのかとか、それとか他のスポーツも含めた多目的施設にするかという動向も含めた中でいけば、今の状況の中ではなかなか厳しい、新設についてはですね、厳しい状況ではないかと私自身は思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 室内で、教育長の返答の中でいいます。サッカーはフットサルに切り替えているんだと。そういう話がありましたけど、野球はそんなことないみたいですよ、スポセンの中でボールは違えどノックもやっていますし、キャッチボールもやっていますし、バッティングもやっていますね確かに。そのようなことでそういう室内練習場があればそういうことがその場所じゃなくてできるんじゃないかというのがもちろんそうです。そしてそういうものが冬場もちろん基礎体力だけ作るんだとはいいいながら、やはりそういう実技を取り入れてやるのが本来やはり成長のためには必要なことだと私は十二分に思っております。さらにもう一つ理由を述べさせていただきますと、訓子府町も3年後には新しいスポーツセンターができるわけなんですけども、やはりじゃあまたその新しいスポーツセンターでもそうするんでしょうかね。野球、サッカーを使わすんですか。それなりの、じゃあ床の材料とか壁の材料にはしているんですかね、考えてね、先ほどの話からいきますと、どうなのかなというのが非常に感じますね、やはりこれから町民の方々もいいスポーツセンターができてたくさん利用してもらわなきゃいけない中でやはりネットを張るんだ、何をやるんだとはいいいながらも、やはり隣りで野球をやる、サッカーのボールが飛んでくるというような環境というのはやはりあまり好ましくない。それ以上にやはりその施設の劣化といいますか、それによる球とかボールによるサッカーのボールによる施設の劣化等を考えますと、やはりそういう面からもそういう競技については違う場所でやれるのが理想じゃないかと思えます。今、剣道少年団はスポーツセンターが使えなくなってから中学校の武道場を使わせていただいているんですけども、中学校の武道場は非常に剣道、武道に適した建物ということになっていまして、非常に床の状態は非常にいいですよ、それで私もこの間、久しぶりに行きまして、私はあまり行ってないんですけども、久しぶりに行きましてやって本当に大人同士でも稽古やっても非常にいいな、やっぱりここがいいんだなって、みんなで指導者共々剣道はもうここだけでたくさんだなって思うぐらい、あの武道場のよさを今回も確認してきたんですけども、ただあそこの武道場に行くと、皆さんおわかりの方はおわかりなんだろうけど、日頃、冬期間になると野球の練習とか使っているもんですから、天井にはネットが張ってあったりしていますし、その床を見ると、もう涙が出るぐらい、もうボールの跡がついて、これで本当に剣道やる場所なのかと思うぐらい床が傷んでいますよね、痛むというか本当にみにくい状態になると思えます。やはりこのようなことを考えてもやはり本来の建物に本来の使い方をしてもらうのが一番いいんだなという、そういうことを考えます。ですからそういうふうに考えて建物のそういうこれからできるスポセンですとか、今ならまだ間に合う武道場とか、そういうもののことを考えても、今すぐ、来年、明日とかっていう話しじゃないんですけども、やはり長期的展望の中、少なくともスポーツセンターができる3年後ぐらいまでには、そういうものの必要性を考えて私はこういう提案をしているんですけども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず新しいスポーツセンターでの旧スポーツセンターで利用を認めていたサッカーなり野球の利用の考えというか、施設はそれなりに整備しているかというお話ですけど、それらも受けて新しいスポーツセンターでサッカーなり野球ができるような環境整備に向けて今整備しているというところがまず一つでございます。それと武道場の話しもあったように、本来格技場ということで剣道なり柔道なりが行うような格技場ということで作った状況の中で余湖議員が先日そういう代替施設として使われた中で非常に床としてもよろしいような環境だということであればですね、学校開放も行っておりますので、その辺のところをスポーツセンターだけではなく、そういう格技場の有効活用についてもよろしくお願ひしたいと思っております。長期的な展望に立ってこれからのやはりスポーツの人口や少子高齢化の中でどう、このそれぞれの社会体育施設をどう展望していくかということは一つの私自身も課題だと思っております。その中でもやはりその新設だけではなくてですね、社会体育施設全体の中での有効活用も含めた中でこれらの課題解決に向けて長期的な展望に立って検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 長期的展望で結構ですので考えのスタートに立ったということで、ぜひお考えを発展させていっていただきたいと思ひますし、まだ現在の段階では本当に住民からの意見も少年たちからの意見も何もないんだよということは前提になられちゃっていますので、それについてはこれから町民的気運とか少年団の気運とかを高めながら教育長の気持ちが変われるように活動していきたいと思ひます。ただ最後にもう一つだけ、やはり先ほども言いましたように土の上でやる競技は土の上でやらせてやりたいという、そしてそれを活動することが本来の競技をする上でプラスになることだということをお考えしますので、ぜひとも私も活動します。活動というか今言ったように意識の問題とか気運を盛り上げていきたいと思ひますけども、町長のスポーツをやる子どもたちの気持ち、子どもたちだけじゃないですよ、大人の方にとっても、そういうものの必要性を感じていただいてぜひとも検討の方にちょっと入っていただきと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思います。ということでお答えありますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員おっしゃるように、それぞれのよりよい環境の中でやはりスポーツをやることによって子どもたちが体力向上や健康、それらのことが向上すると私自身も思っていますので、それらに向けてどの方策がよいのかということを検討させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） よろしくお願ひします。

それでは2点目の質問に入らせていただきます。

姉妹町交流の今後についてということで質問させていただきます。

旧東津野村のときに「姉妹町」締結をし始まった「姉妹町交流」は葉山村との合併をして津野町になった現在も続き、毎年各種事業を通して交流を深めているところですが、今後も続けていく交流事業への考えをお尋ねします。

一つ、町民ならびに職員交流事業の実績ならびに成果などについてお尋ねいたします。

二つ、今後の交流事業の充実についてのお考えをお尋ねします。

町長、よろしく。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「姉妹町交流の今後について」2点のお尋ねがございました。

1点目に「町民ならびに職員交流事業の実績・成果など」についてお尋ねがございました。

津野町の交流のはじまりは、平成5年に当時の橋本高知県知事に交流市町村の紹介を依頼したところ旧東津野村から交流の意思表示がありました。

翌年以降、訓子府町長と東津野村長の相互の訪問、小学生の派遣交流、農業者の来訪受け入れを行うなどお互いの信頼関係を深め、平成13年3月に両町の議会の議決を経て同年5月に「姉妹まち」の調印をし、今日に至っております。

調印後も、よさこいソーランの公演、有志による農村歌舞伎と地元の方たちとの交流、小学生の交換留学、農業者および商業者など産業関係者による人的交流、職員の相互派遣による人事交流、消防団演習への参加交流、姉妹町災害時等相互応援に関する協定の締結など、多岐にわたる交流を行い、これまで両町合わせて延べ800人を超える交流が行われています。

本町の今日の発展は、先人の労苦と偉業の礎のもとに成り立っており、その先人のふるさとのひとつである津野町との交流は、本町の歴史と文化の源流を肌で感じることができる貴重な機会であると考えております。

平成24年度からは職員相互の派遣による人事交流がはじまり、現在本町からは3人目、津野町からは4人目の職員が派遣中であります。派遣職員は、両町の町民がお互いの町を訪問した際には、単なる観光だけでは得られない派遣先の特徴を紹介するなど公私を通じて派遣先の地域に溶け込み、両町の交流に積極的に関わっています。

派遣期間が2年間ということもあり、じっくりと地域に腰を据えた中での交流であることから、環境を変え本町にいただけでは得ることができない経験は確実に職員を成長させており、その意味においても姉妹町の交流効果は大きいと感じております。

また、今年4年に1度の伝統ある格式高い農村歌舞伎の演舞が国の重要有形民俗文化財に指定されている津野町の「高野の舞台」で行われましたが、最初に職員交流として派遣した本町の職員は、元津野町民として地域の方から招かれ、農村歌舞伎の舞台上がり、演者として参加するなど、派遣前には信じられないほどの深い交流が行われています。このことから、彼は津野町民から愛され地域に溶け込んできたことがわかります。

津野町交流事業推進協議会の事業では、現在、小学生の交換留学。給食食材の贈呈。産業祭りへの町民派遣と農産品のPR。ふるさとまつりでの津野町の野菜などのPR、販売。北見市で開催する高知物産展での津野町特産物販売協力。両町民の創作作品の展示を実施しております。

小学生の交換留学では、お互いの留学先で寝食を共にし、学校で共に学び、多くの思い出をつくり、子どもたちは留学先を離れる頃には別れを惜しみ、涙を浮かべるような感動を経験しています。

産業交流の分野では、お互いの町の農業の規模、生産する農作物、商工業のおかれている環境の違いこそあれ、相互に交流することにより自分の地域産業の実態や特徴、すばらしさなどを改めて認識し、また、産業に取り組む姿勢や考え方を学ぶなど、地域産業の継承や人材育成につながるなど一定の効果が得られているのではないかと考えております。

これらの交流以外でも、津野町長が表敬訪問で来町された時、120年記念事業で訪問した町民が、訪問した時のおもてなしに感動し、是非そのお返しをしたいとの思いから、手料理を持ち寄るなど本当の手作りの歓迎会を開き、そのおもてなしに大変感動したと津野町長からうかがっております。

また、先月、津野町に訪問した経験がある町民が呼びかけ、津野町の「棚田キャンドルまつり」をヒントに数百のろうそくをきれいに並べた「キャンドルナイト」が常呂川の河川敷で実施されました。こうした動きは人的交流から派生したものであり、他の生活文化に触れ、体感し、寛容に受け入れ、コミュニケーションを深めたことにより生まれたものではないかと考えています。

姉妹町交流の輪は徐々に広がりつつあります。お互いの町民が交流をきっかけに、より心豊かなまちづくり、人づくりにつながっていけば大きな交流の効果のひとつになると考えております。

2点目に「今後の交流事業の充実」についてのお尋ねがございました。

現在、津野町交流事業推進協議会では、小学生の交換留学、産業祭りへの町民派遣と農産品のPR、両町民の創作作品の展示などの事業を実施しております。

これらの事業以外でも、昨年、津野町から農業委員会委員や民生委員児童委員の来町がありましたし、今年は本町の民生委員児童委員が津野町を訪問し、郷地区集落活性化の活動現場や民生委員児童委員の活動内容についての情報交換を行うなどの交流が進められております。

今後このようにいろいろな事業をひとつのきっかけとし、多くの住民にも交流の裾野が広がることを期待し、本町の交流事業の推進母体である津野町交流事業推進協議会を中心に、お互いに有益で多くの方が参加できる交流プログラムの工夫を行うなど交流事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたのでご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 津野町の交流については、こういうようなことがやっているということで非常によく細かい説明がありました。ありがとうございます。小学生の交流ですとか、ずっと続けていることはよくいろいろなことでのっかってきますんで、よく、ああ楽しんできたのかなとか思っていますけども、今、職員交流の中で、今3人目の方が行っていらっしゃるんですけども、一人目の方の報告になりますと、元町民として地域の方から招かれね、農村歌舞伎の舞台に上がりとか、本当にやはりいい活動をしてきたのかなというふうに感じております。ところでどうなんですか、訓子府に今まで来た、今4人目の方がいらっしゃるんですけども、今まで帰りました3名の方というのは地域との関わりとか、そういうのはどういようなことで何か特別なことをやっていた経過というのはあるんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今まで4人の津野町から交流職員が見えられておりますけども、いろいろ地域の方たちとも交流されておまして、例えば今いる方の前の方であれば青年団といいますか、町内の青年、青協といいますか、そちらの方に入って一緒に活動したりだとかですね、あるいはバスケットをやっていたものですからバスケットを通して地域の人たちと交流したりとか、あるいはその前の女性の方ですと、例えば地域の女性の人たちと触れ合っってこちらの料理を作り方なんかを学んだりとかですね、その前の方で言えば総務課にいたんですけれども、交通指導員の方たちと交流したりとかですね、いろいろな地域の方たちとさまざまなかたちで交流されているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 本当にね、私も今年の産業祭りに野暮用で行ってきたんですけれども、本当にびっくりしましたよね、ある訓子府の職員の方がね、元町民として歌舞伎を踊ってきたんですから本当にすごいなと思います。しかも自分の休暇をとって行ってきたということなんで、聞いてびっくりしましたけれども、やはりそういう交流が本当に積み重なっていい姉妹町交流になるのかなというふうに感じております。そんなんで今お聞きしたのは訓子府へ来ていた方々というのは、やはり向こうに帰って、そういう何かいい思い出を作っって帰ったのかなということがちょっと気になりましたんで、ちょっとお聞きただけなんですけども、年間の活動の中で姉妹町交流事業の年間計画というのがありますけどもね、この中に今回産業祭りも行っってわかったというか、そんな感じなんですけども、今回の産業祭りの町から派遣したのは商工会の方が2名行かれましたけれども、この方々の最初から商工会の関係をこの春の段階で出すとか、どの段階でこういう人選というのが行われるのでしょうかね。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 交流当初はですね、総務課の方が中心になって事業の方、進めておりました。今も総務課が中心になっては進めているんですが、やはり交流の方ですね、役場内でもいろいろ広げたいこうということで、例えば小学生の交流であれば教育委員会の方が主管となって進めています。それから産業交流の方につきましては農林商工課の方が中心となって進めているということで、人選についても毎回ですね産業祭りへの派遣する方については農林商工課の方をお願いして、その中で農業者なり、あるいは農業ばかりがうちの産業じゃありませんので商工業の関係者とか、そういったかたちで人選を行っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） じゃあそのことについてもう少しだけ、今回の今年の産業祭りにその2人が派遣されたわけなんですけど、それで職員もついて行きましたけども、これ顛末も見せてもらって、どういうことをやってきたのかなというのはちょっと拝見したんですけども、これ行くためのスケジュールの中で事前の打ち合わせですとか、行って何をしようかかにしようかというのは農林商工の方でその行く本人との打ち合わせとか、全体の流れの打ち合わせというのはやっているんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 産業祭りへ派遣した場合ですね、両方ともふるさとまつりに

来られる方もそうなんですけども、津野町からこちらに来られる方もそうなんですけども、それぞれの受け入れる側でスケジュールを組んでですね、そちらの方でそのスケジュールにのっとなって、両町にそれぞれ行ったときに行動してもらおうというようなことで進めておりますので、あらかじめ農林商工課の方でスケジュールを作ってですね、進めているということではありませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 確認させていただきます。ということは、それに行くときは、行く人間はこちらで人選するけども、行ってからのスケジュールについては、向こうの町の流れの中でやっているということでもいいんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回は農村歌舞伎の方も参加しましたけども、通常ですと産業祭りの方を中心になるんですけども、今回については産業まつりとその前の日の農村歌舞伎、それからいろいろな町内の例えば三セクでやっているところの満天の星というようなところなんかを視察してきていると思いますけれども、基本的にはそれぞれの受け入れる、ふるさとまつりに来られるのであれば、訓子府町の方でスケジュールを組んで、それにのっとなって行動してもらおうというようなことでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） こんなことをたくさん聞いてもしょうがないので、一つだけお願いといいますか、これは今後も続く事業だと思いますけども、この産業祭りに関してですね、私はこの間ちょっと行って見てまして非常に不思議だなと思ったのが一つだけあるんです。向こうの町ではお祭りの中で訓子府の特産品というか物産を売っていたんですけども、物産を売るのは役場に聞きましたら総務課は一切関知していないというようなお話しの中にありましたんで、わからないで誰がやっているのかちょっと向こうの関係が訓子府のものを売って宣伝したいということをやっているんだとは思うんですけども、派遣されて行った方々の顛末^{てんまつ}を見ますと何を、そのふるさとまつりの会場で玉ネギやイモの無料配布があったんでそれを配ったんだよと。それで町民とお祭り会場の中ではそういう活動をしていたんでしょけども、それが最初からのメインだったのかどうかはわかんないですけども、私はそこのブースで訓子府の品物を津野の職員が一生懸命売っているんですよ、これ訓子府のいいですよ、訓子府の何々ですって売っているんですけど、その一緒に行った、ましてや商工会の人間が一言もいいですよでもない、テントの中に入るわけでもない、そういう流れのスケジュールを向こうが組んだからだということかもしれませんけども、あれ少なくとも5分でも10分でもいい、そんなばかなことはないんですけどね、やはり訓子府から行って訓子府のものをそこで売っている以上、それぐらいのものに協力するぐらいのスケジュールは立てるべきじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） そういったブースがあるとかですね、そういったこともちょっと私どもも今始めて聞いたといいますか、そういう状況でございますので、基本的に例えばそのブースで一緒にものを売るのであれば、例えば訓子府町に来られる方についてはですね、津野からも特産品送ってきてもらって、特産の農産物を送ってきてもらって、それをふるさとまつり会場で販売したりもしますけども、そのときに一緒に売ったりとかと

ということもやっておりますけども、それはそれぞれの受け入れ側の方でどういうふうにするかということになると思いますので、ちょっとそのところまでは、そうすべきでないかという議員からの意見ありましたけども、それぞれの町で受け入れをするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） じゃあ今の課長の話していきますと、今回、産業祭りで訓子府の品物をそこでブースで売るなんてことは一切知らなかったということではよろしいんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 無料配布については、やっているとは思いますが、販売についてはちょっと聞いてないと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 無料配布についてはやっていると思うんですけどなんて言い方おかしいんじゃない。それがメインなんでしょ、だって、こっちから一生懸命、総務課からイモと玉ネギを送って、それをあそこの会場で町民の方に無料配布するというのがメインでしょ。それをやっていると思うんですが、そんな言い方おかしいじゃないですか。だから今言ったように、そのブースでものを売っているのは知らなかったんですか全然、という話をしたんですけど、知らなかったんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ちょっとその辺は正式にちょっとお話しは聞いていません。ブースですよ、ブースを設けていたということですよ。

○1番（余湖龍三君） だからその前に言い直してくださいよ、玉ネギとイモを販売することはどうなの。

○総務課長（森谷清和君） 玉ネギとイモについては、ずっと今までも舞台なり、ステージのところで無料で配布しているということは承知しております。

○1番（余湖龍三君） それで。

○総務課長（森谷清和君） そのブースを設けているというのは、ちょっと聞いておりません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、確認ですよ、今、そのブースをもって訓子府の品物を売っているなんていうのは全然知らなかったということですかという、はっきりイエス、ノーでいいです。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ちょっと聞いておりません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） わかりました。聞いていないということで結構ですよ。ただですね、聞いていないんでしょうから、聞いてないんでしょうけど、もしか訓子府から、もちろん派遣もしてね、一緒にそこのお祭りがメインですからね、そのメインのお祭りに行って、そのメインの祭りでどんなことがなされるのかぐらいね、行き当たりばつたりのことをやっているわけじゃないんですから、やはりそこでどういうことが行われるのかぐらいのレクチャーは当然あってもしかりだと思いますね、ましてや今年初めて訓子府の品物を

売っているわけじゃなくて、結構これ毎年あそこで売っているんじゃないですかね流れからいきますと、やはりもしかそういうことを調べてね、そういうものが自分たち関係なしにもそういうものがあるんだよというような把握ができればね、やはり訓子府から行く人間は少しは手伝ってみようとか、そういうのはあってもしかりだと思っんですよ、私は隣りでカツ丼売っていて、あのブースに津野の方が2人が訳もわからず、訓子府のものいいですよと売っているのを見て、そこら辺ふらふらと訓子府の職員が歩いて、商工会の人間が「あー売っているんだね」みたいな話で通り過ぎるのを見てね、非常に残念でなかったですよ。だからもしかこれからね、そういうことがあるのであれば、やはり把握した中でそういうものを手伝うぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないかと思っんですけども、そこら辺はどう感じますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も参加していましたので、よく売っていたのは余湖さんだな、ブースで、うちの町の今年はずよ、玉ネギとスノーマーチを無料で配布して、そして大勢の町民に配布していただいたと。そして産業祭りに参加した商工会青年部の若い人も一緒になって配布したというのが実態です。今年うちがブースを設けていたかどうかというのは私は記憶ない。余湖議員が隣りの方で訓子府のものを売っているというのは個人的にどうしていたかは別です。組織的にはやっていない。例えば去年か一昨年ですと野菜倶楽部の方が自らカツ丼を作って販売して、そこに野菜倶楽部の人たちも一緒になって売ったとか、それから農家の方々でしたけれども、イモ団子を作って売って、そのときにうちの町の人たちも積極的に売ったというのがありますけど、今年については、そのブースで訓子府の特産品を売っていたというのは、うちの町としてうんぬんという記憶が僕はなかったね見て、だからきっと津野町の方が自発的に受け入れて、やったかどうかはわからないんですけども、うちとして組織的にやったという記憶は今年参加してきてありません。それからもう一つですね、森谷課長の方からお話しをしていますように、いずれにしても今年の一つは農村歌舞伎の高野地区の、ちょっと飛行機が遅れちゃってね、着いたのが夜遅かったんですよ、しかしそれで高野地区の歌舞伎を見て、終わった後で地元の高野地区の住民の方々との交流、高知県知事とさしで交流をさせてもらったりしながらですね、非常によかったということの一つですね。それからご存じのとおり津野町は高知市内に満天の星とかですね、町内で製造したものを一つの高知市内の中でレストランを開いたり、いろいろなことをやっていますから、そういった物流なんかも含めたですね、アンテナショップなんかも含めて見学したということで、大変勉強になったということをお聞きしておりますので、ブースについては私もちょっと記憶にない。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私も別にブースのことはあまりブース、ブースいうつもりじゃないんですけども、ただ実際にね、あそこでそういうものを売って、私は違う話の中で訓子府のものを売るといのは知っていましたから、きっとそういう流れといのは事前によくわかるんじゃないかと思っんですよ、役場同士でどういう打ち合わせをしているかわかりませんが、やはりそういうものがあるんだとすれば、やはりそういう協力体制といのは、よく調べてやった方がいいんじゃないかなと思っます。町長があの前を通っ

て、訓子府のカツ井のたれですとか、訓粹ですとか、はちみつとか、いろいろ並んでいたのを売っていたというのは、わからなかったというのはちょっと残念だったんですけども、しかもいいはんでん着てましたよ訓子府の、訓子府メロンとかね、訓子府の何かいいはんでんと旗を立ててね、やっていたんで、やはり今後またそういうときには、やはり訓子府の人が行っている以上は協力しているような体制をとってほしいなと思いますので、それはお願いだけしておきます。

本題はそこじゃないんで次へ行きます。

今後の活動ということで、私も考えているんですけども、今まで町、私、前にもちょっとお話ししたことありますけども、今までやはりいろいろな意味で両方合わせて800人の方が交流されていたということで非常にいろいろな意味での実績も上がっていますし、行った方は結構いい思い、いい思いというのは、いいものを見て、いろいろな環境を味わって帰ってきたんだと思います。ましてや、この間、私も一緒になってやりましたが、キャンドルのやつは行った本当にお姉さん方が、私より上のお姉さん方が一生懸命頑張っ手伝ってやっていました。やはりいいことです。ですからわれわれも来年はもっと素晴らしいものをやろうと、そういうふうと考えて、あのキャンドルについては考えていますけれども、本当にそういう意味では、いい成果が表れているんじゃないかと思います。それで私としてはですね、やはりこういう、そういう意味でいきますと、今まで行った方、こちらから行った方、向こうから来た方というのは、やはりそういう町の派遣ですとか、団体ですとか、そういうある意味、旅費が出てくる方が多かったんじゃないかと思います。やはり私はもうここまで十数年続いた活動ですし、私も何回も行っていますけども、やはり行くことは非常にいいことだと思います。あの津野の町、津野の山、津野の川、あれを肌身で感じてくるということは非常に自分にとっても素晴らしいことじゃないかと思しますので、私としては、やはりこれからは個人で行ける、ちょっとした仲間で、個人で、そんな派遣とかそんなじゃなくて、実際に行けるような体制の構築が必要じゃないかと思えます。ただそういう意味でいきますと、何もなしで行けっていうんじゃないくて、やはり向こうに行ったときには宿泊費ぐらいは出しましょうとか、飛行機代の3分の1ぐらいは応援しますよとか、やはり何かかにかのやはり、そういうプレミアとまではいきませんが、いいものをつけて、一人でも多くの町民に津野を味わってきてもらうということが私は今後の訓子府にとっても非常に大事なことじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考えを私は提案していきたいと思っているんですけども、全体的にはそういうことはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） どうもさっきのブースのことこだわっているんだけど、きっとですよ、想像の域を脱しませんけど、私どもの町に来た職員が自発的に取り寄せてやったかもしれません。これはきっとあの人だろうとは思いますが、しかしこれらの情報も含めてですね、できれば地元から参加した人たちが協力できるようなことをやはり一層アンテナを高くしてやれたら確かにご指摘のとおりということですので、ただうちの方として組織的に派遣したりとか、ものを出したというのはちょっとわからないというのが本当のところですよ。

それからキャンドルサービスについてもこの間、河川敷でやったことも素晴らしいこと

だと私、会議とぶつかってましたから行けませんでしたが、大変大成功ということで写真等は津野町にもお送りしたいというふうに思っております。個人が、今回余湖議員が個人で行かれて、町として派遣したというよりも個人で行ったと。これを今度個人的にも行けるようなことに対する支援とかですね、あるいは民間交流の、行政ではなくて民間交流的な主体的な組織の立ち上げ等も含めたですね、これからいよいよそういったこともやっつけていかなきゃいけないんじゃないかと。その点でうちの方でいくばくかの助成をするということも含めて考えていかなきゃならないんじゃないかなと思います。余湖議員の他に例えば日出の北川さんとかですね、車いすの方が行って、今回は施設と交流をして非常ないろいろな具体的な交流ができたということも含めて、少しずつですけども、そういった個人的な参加も含めて出ておりますので、これからもそれらについては、組織的にどうするかってことも、やがて検討しなきゃならない時期に来ているかなというふうには思っています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 町長にそう言ってもらって私としては非常に安心しております。やはりですね、もちろん町として必要な団体とかの交流の中での派遣というのはあってもしかりだと思いますけども、やはりそれ以上に「四国行くついでに津野に行ってこようや」とかって方もいらっしゃるでしょうし、逆に「津野に行くついでに、じゃあ関西も見てこようか」とか、そういうようなこともあって、あの町に行ってくれるというのはいいことだと思いますんで、やはり飛行機代の一部の補助ですとか、向こうへ行って宿泊と夕食ぐらいはサービスしますよとか、現地で観光地に行きたければ、町がバス出してくれますよとか、住民が観光案内してくれますよとか、やはりそういう交流の場とか、そういう補助とかというのはやはり具体的なものがなければ、なかなかこれ進んでいけないと思いますんで、ぜひともそういう組織を作るということもしかりですけども、やはりもう本当にそういう時代に入るんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。今後の展開については、本当に今、町長から良い、好意的なご意見がありましたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それで私もちょっとこだわっているわけじゃないんですけど、先ほどの話に戻りますけども、確かに私が聞いた話では、ブースの話です。向こうにいる訓子府に来ていたある方が訓子府の方に訓子府のものを売りたいんで何とかしてくれないかと。そういう話をしたと。ただそれを最初の話はどこにしたのかなっていうのは、ちょっと私も定かではないですけど、それをきくと商工会か、商工会じゃない、ある個人が受けて品物を揃えて送ったんじゃないのかなとかって思っていますけれども、それはそれでいいんですけど、私は逆に言いますと、本当に毎年決まって町内のものを送って、向こうで買ってもらうということも一ついいことじゃないかと思うんですよね、ですからそんな行政が入りませんとかっていうんじゃないかと、売れ残りしたらどうのこうのとか、そういうことを心配しているのかどうかわかりませんが、ある意味、そんなにすぐ腐るようなものを売るわけじゃないですから、やはり毎年逆にいうと盛大に訓子府町からものを送って、あそこで売るといのは非常にいいことじゃないかと思っております。そういうことも今後の交流として考えていただければいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも、そんな知らないうちに職員が町の人と話してものを揃えて売るなんて、そんなじゃなくて、もう町と町で堂々とどんど

ん売っていただけるのが一番いいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。一応、私の質問はそういうことで、今後の交流について、ぜひとも充実を望むということで終わらせたいと思ひますけども、最後に一言あればお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あらためてですね、産業祭りに訓子府の物販の特産品の物産展などのですね、やればどうだと。これは高知県の物産展が1月上旬にパラボでやっている。津野町もそこにもものを販売して、うちの職員もお手伝いするという、これある程度、組織的にできあがったことですから、これを今度は津野町にうちから産業祭りに行ったときに物販をさせていただくということですね、一つの話題としては出していける時期じゃないかなというふうに思っています。それからもう一つ、向こうが逆に言うと受け入れ側の大変さというのがやはりありましてね、個人で行くことは構わないんだけど、個人でやってくればいい話なんだけど、しかし実際には今度迎える側の方の手間暇も含めていくと、どうぞ気軽に町で派遣費出しますからっていうだけではなかなか難しい。だからそこら辺も含めてですね、民間交流の具体的なことはお互いの手をかけなくても民同士のやれるような状況をやはり作っていくというのがベースでないかなと僕は思ひますけども、あらためて交流事業について、さらに発展させるように検討を続けていきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） まったくそうです。うちから行くだけじゃなくて向こうから来た方にも、やはりうちの方でそれに見合うようなものをね、何かセットして用意するということが最低限必要なことだと。お互いの交流ということが大事だと思ひます。ということで本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますのでご参集お願ひいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦勞さまでした。

散会 午後3時58分